

目 次

平成19年度経済産業政策の概要（経済産業省・中小企業庁）

経済産業政策の重点

「経済成長戦略大綱」関連予算の重点	1
「新しい成長」を目指して	3
重点施策について	4
概算要求について	19

中小企業等関係概算要求等の概要

基本的考え方	20
重点項目について	21
概算要求額及び財政投融資要求額について	28

平成19年度税制改正に関する経済産業省意見のポイント	29
----------------------------------	----

平成19年度税制改正に関する中小企業関係意見のポイント	30
-----------------------------------	----

多様な連携による新たな事業への挑戦

（平成18年度中小企業組合白書より）

最近の中小企業組合等連携組織の動向

1. 中小企業組合の概況	32
2. 組合から会社への組織変更	39
3. 組合青年部及び女性部の動向	39
4. 中小企業組合士の動向	41
5. 新連携の動向	42
6. LLP、LLCの動向	44
7. 日本のものづくり基盤を支える連携組織	45

お知らせ

高度化融資制度が使いやすくなりました！	49
モノづくり基盤技術の高度化支援	50
中小企業の未来を築く新連携事業に挑戦しましょう！	51

- 平成19年度経済産業政策の概要 (経済産業省・中小企業庁) -

経済産業政策の重点

経済産業省

「経済成長戦略大綱」関連予算の重点

「経済成長戦略大綱」実現関連予算	一般会計	2,118億円
	特別会計	7,974億円
うち「経済成長戦略推進要望」(印)		363億円

新たな市場を開拓するイノベーションの創出

2,565億円

1. 夢のある商品・サービスの創造につながる研究開発	
次世代知能ロボット ()	21億円 (新規)
次世代航空機 ()	42億円 (24億円)
新世代自動車等向け電池	50億円 (8億円)
がん対策等先進医療技術 ()	28億円 (新規)
2. 異分野の知識・技術の融合を促す研究開発	
循環社会構築型光触媒産業創出プロジェクト ()	12億円 (新規)
異分野異業種融合ナノテクチャレンジ ()	20億円 (新規)
希少金属代替材料開発 ()	14億円 (新規)
3. 未来の情報化社会の基盤を支える技術の開発	
情報大航海プロジェクト ()	50億円 (新規)
4. イノベーションを加速化させる研究開発関連活動の促進と環境整備	
研究開発プログラム	2,335億円 (2,190億円)
イノベーション実用化補助金	113億円 (100億円)
知識融合支援 (インテレクチャル・カフェ) 事業	2億円 (新規)
国際標準化の推進、計量標準の整備	28億円 (25億円)
迅速かつグローバルな知的財産権の取得及び保護強化	114億円 (41億円)

アジアとの共生・発展

341億円

1. コンテンツ産業の国際展開とアジア等との連携強化	
国際コンテンツカーニバル ()	20億円 (新規)
東アジアOECD構想 ()	15億円 (新規)
東アジア等におけるEPAの促進	14億円 (8億円)
2. アジアとの分業の高度化・共通の産業基盤整備	
国際物流力の強化	21億円 (19億円)
東アジア共通の産業基盤整備	155億円 (133億円)
中小企業の国際展開支援	40億円 (33億円)
ジャパンプランドの確立・発信	16億円 (10億円)
対日直接投資の促進	14億円 (10億円)
3. 途上国等への貢献と成長の促進	
国際版一村一品の推進 ()	3億円 (その他に関連予算7億円)
カタールなど産油国との関係強化	9億円 (10億円)

「アジア・省エネルギー・プログラム」の戦略的实施	35億円 (37億円)
・ IT及びサービス産業の生産性向上	314億円
1. IT及びサービス産業の生産性向上運動の促進	
中小企業をはじめとするIT活用による経営革新の推進	6億円 (5億円)
サービス産業生産性向上活動への支援	23億円 (新規)
2. 生産性向上の基盤となる技術・環境の整備	
IT革新を支える産業・基盤の強化	242億円 (258億円)
情報セキュリティ対策の推進	40億円 (38億円)
サービス統計の抜本的拡充	3億円 (2億円)
・ 地域・中小企業の活性化	823億円
1. 地域資源を活用した中小企業の活性化	
「地域資源活用企業化プログラム」の創設 ()	103億円 (新規)
2. 地域産業・中小企業の高度化・活性化	
モノ作り中小企業の高度化支援	133億円 (71億円)
産業クラスター計画等の推進	207億円 (234億円)
知的財産の活用の促進	26億円 (13億円)
3. 魅力あふれるまちづくり、商店街や小規模・零細企業の振興	
まちづくりの推進と商店街の振興	137億円 (98億円)
小規模・零細企業の振興	117億円 (112億円)
地域ぐるみによる産業観光等の魅力向上支援	6億円 (新規)
4. 地域・中小企業の再生・再起業支援など	
中小企業再生・再起業の推進と事業継承の支援	59億円 (31億円)
少子高齢化に対応し、地域活性化に資する事業への支援	36億円 (25億円)
・ 「人財立国」の実現など経済・社会基盤の整備	174億円
1. 「人財立国」の実現	
「アジア人財資金 (仮称)」構想 ()	42億円 (新規)
産学連携による人材育成の強化 ()	16億円 (4億円)
- 博士実験教室・キャリア教育の実施	
- 高専・工業高校での産学連携実践型教育の実施	
- 金融工学専門家育成	
- 社会人基礎力の育成方法の開発・普及	
製造現場の中核人材の育成	28億円 (28億円)
2. 環境と経済の両立を実現するための施策の展開	
京都メカニズムを活用したクレジットの取得	69億円 (52億円)
国内温室効果ガス排出削減プロジェクト支援	18億円 (6億円)
環境配慮活性化モデル事業	1億円 (新規)
・ 資源・エネルギー政策の戦略的展開	7,860億円
1. 省エネルギーフロントランナー計画	1,399億円 (1,463億円)
2. 原子力立国計画	1,900億円 (1,677億円)
3. 運輸エネルギー次世代化計画	624億円 (518億円)
4. 新エネルギーイノベーション計画	1,224億円 (1,385億円)
5. 総合資源確保戦略	1,695億円 (1,798億円)
6. 緊急時対応策の強化	1,863億円 (1,774億円)
7. アジアエネルギー環境協力プログラム	155億円 (178億円)

「新しい成長」をめざして

基本認識・目標

我が国は、バブル崩壊、金融危機、デフレの進行などの難題をようやく克服し、民需主導の構造改革型の景気回復軌道にある。

他方、我が国経済は、少子・高齢化と人口減少、巨額の財政赤字、国際競争の激化に加え、昨今の原油価格の高騰をはじめとする厳しい環境・エネルギー制約など、構造的で早急な対応が迫られる課題を抱えている。

かかる状況の中、今こそ、人口減少等の制約下でもその逆風について国富の増大をもたらす「新しい成長」を実現し、魅力ある、誇れる国となることを目指す。「新しい成長」の実現は、社会保障制度を持続的なものとし、財政再建を実現するためにも不可欠。産業界、国民に対して、改革の向こうにみえる明るい日本の未来の姿を示すことが重要。

3 戦略

そのため、経済産業省は、「イノベーション」、「生産性向上」、「アジアのダイナミズム」などを梃子とし、国の財（たから）である人材を活かす人財立国等により、新しい成長を実現していくための「新経済成長戦略」、我が国がアジア規模での事業環境の整備等を通じてアジアの活力を積極的に取り入れ、新たな成長に結びつける「グローバル経済戦略」、資源・エネルギー制約を克服し、成長への基盤を形成する「新・国家エネルギー戦略」を策定した。

経済成長戦略大綱

また、これら3つの戦略を踏まえ、2015年度までの10年間に取り組むべき施策をまとめた「経済成長戦略大綱」及び「工程表」が策定された。これにより、「新しい成長」の実現に向け、政府一丸となって、毎年度、各施策の進捗状況を点検しローリングしつつ、戦略的に取り組んでいく体制が構築された。

大綱と3戦略の「実現」に向けて

経済産業省としては、「経済成長戦略大綱」及び「工程表」に基づき、早速、大綱を一行たりとも疎かにせず実現していくという考えに立ち、あらゆる政策手段を総動員しつつ、次の重点施策を果敢に実行に移していく。

重点施策について

[予算等項目の記載例]

予算等項目名【平成19年度要求額等（平成18年度当初予算額等）】

：予算関連 ：税関連 ：財投関連

：制度整備等 ：機構定員関連

注) 以下、予算に関し金額に特に記載のない事業は、一般会計事業

() 印は、「経済成長戦略推進要望」として要求する事業

(参考) 「経済成長戦略大綱」 関連予算の総額

「経済成長戦略大綱」 実現関連予算	総合計	10,093億円
	うち一般会計	2,118億円
	うち特別会計	7,974億円
「経済成長戦略推進要望」 予算	小計	363億円

1. 成長の起爆剤となる技術革新等イノベーションの加速化

今後、少子高齢化と人口減少を迎える我が国が持続的な成長を実現するためには、国民に夢を与える連続的な技術革新の創出等が極めて重要。

「科学技術創造立国」の実現に向けて、世界最高の技術革新等の拠点として国際競争力のある新商品やサービスを次々と生み出し、新しい価値を世界に発信していく。

(1) 技術革新の加速化等

技術革新を加速するための取組の推進・知の融合の推進等

- ・技術革新を加速するための取組（「イノベーション・スーパーハイウェイ構想」）の推進により、研究と市場の双方向の働きかけを通じた技術革新を促進するため、産業界・大学・公的機関・政府の連携の強化、研究と市場の双方向で連携すべき戦略領域の研究開発の重点化、特許等の迅速な権利化や国際標準化の推進、研究開発成果を初期需要創出につなげるための環境整備等を行う。
- ・複雑化・高度化する技術的課題を解決するために、異分野の知識・技術の融合や産学官協働による科学まで遡った革新的研究開発の強化を図る。
- ・研究者、経営者、企業、大学、ユーザー等の多様な知の融合の場の構築や革新的ベンチャーの育成等を行う。

研究開発プログラム () 【一般会計 597億円 (399億円)
石特会計 1,453億円 (1,445億円)
電特会計 285億円 (346億円)】

- 「技術戦略マップ」を活用して政策目標と実現シナリオを産学官で共有し、市場への導入支援、国際標準化等の関連施策と研究開発とを一体的に推進する。
() 経済成長戦略推進要望事業を含む。

循環社会構築型光触媒産業創出プロジェクト () 【12億円 (新規)】

異分野異業種融合ナノテクチャレンジ () 【20億円 (新規)】

希少金属代替材料開発 () 【14億円 (新規)】

知識融合支援事業 【2億円 (新規)】

研究開発成果の初期需要創出等のための規制・制度の見直しを進めるとともに、公的調達の利用を促進する。

第1国で特許となった出願について第2国で早期に審査を受けることを可能とする仕組みの構築を推進する。

官民連携して技術分野や市場の特徴を踏まえた戦略的標準化を推進するため、本年度中に知的財産戦略本部において策定される「国際標準総合戦略」を踏まえ、「国際標準化活動基盤強化アクションプラン」を充実し、実行する。

ベンチャー・中小企業を育てるエンジェル税制の拡充

世界をリードする新産業群の創出

- ・ 「新産業創造戦略」で位置付けられた燃料電池、ロボット、情報家電等の戦略分野の育成 (2010年の市場規模約300兆円が目標) を図るとともに、新世代自動車向け電池、がん克服等の先進医療機器・創薬、次世代航空機など潜在的な新産業群創出のための研究開発や初期需要創出のための規制の見直し等に取り組む。

次世代知能ロボット () 【21億円 (新規)】

新世代自動車等向け電池 【石特会計 24億円 (新規)
電特会計 26億円 (8億円)】

がん対策等先進医療技術 () 【28億円 (新規)】

次世代航空機 () 【一般会計 20億円 (5億円)
石特会計 22億円 (19億円)】

情報大航海プロジェクト () 【50億円 (新規)】

潜在的な新産業群創出のための中堅・ベンチャー企業等による技術・ノウハウの事業化資金等の貸付

新産業群実現のための研究開発、規制・制度の見直し等のアクションプログラムを平成18年度中に策定する。

我が国が主導する国際標準化等の推進

- ・研究成果の市場展開を加速するため、2015年までに国際標準化を世界で主導できる官民の連携体制を構築する。
- ・先端材料分野等において研究結果の評価・比較に必要となる計量標準を、2010年までに欧米諸国に遜色ない水準とすべく整備を進める。

官民連携して技術分野や市場の特徴を踏まえた戦略的標準化を推進するため、本年度中に知的財産戦略本部において策定される「国際標準総合戦略」を踏まえ、「国際標準化活動基盤強化アクションプラン」を充実し、実行する。(再掲)

迅速かつグローバルな権利取得の促進と知的財産保護の強化

- ・世界最高水準の特許審査の実現（2013年に審査待ち期間を11ヶ月に短縮）や国際的な早期の権利取得のための環境整備を図るとともに、知的財産侵害品の輸出入差止制度の改善や模倣品・海賊版の拡散防止のための制度整備、企業による技術管理の強化を促すこと等により、知的財産保護を強化する。

迅速かつグローバルな知的財産の取得及び保護強化（特許審査迅速化・効率化の実現、模倣品対策の強化）
【一般会計 2億円（2億円）
特許特会 111億円（39億円）】

任期付審査官の大幅増員

【平成20年度までに500人を目標に、平成19年度100人増員要求】

「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」に基づき産業界等における出願構造の適正化の慫慂を図る。

第1国で特許となった出願について第2国で早期に審査を受けることを可能とする仕組みの構築を推進する。

「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の早期実現に向け、関係国と緊密に連携しつつ、検討を加速する。

技術・ノウハウ保護に資する「先使用権制度ガイドライン（事例集）」（平成18年6月）の普及を図る。

新たな日本ブランドの確立を通じた付加価値の創出

- ・ファッション、日用品等の内需型産業について、感性と技術等の我が国の強みを活かした国際展開を支援し、新たな日本ブランドとしての確立を図る。
- ・今後の国際博覧会の場を積極的に活用し、日本のライフスタイル・価値観・文化を伝える映画等のコンテンツ等や我が国の最新技術を国際的に発信する。

ジャパンブランドの確立・発信	【16億円（10億円）】
2008年サラゴサ国際博覧会の開催に向けた展示物の製作等及び2010年上海国際博覧会に向けた基本構想の策定	【11億円（5億円）】

対日直接投資の一層の促進に向けた取組の強化

- ・対日直接投資加速プログラムに基づき、2010年に対GDP比倍増となる5%程度の対日投資受入を目指す。

対日直接投資の促進	【14億円（10億円）】
-----------	--------------

(2) 生産手段の新陳代謝の加速

減価償却制度の抜本的見直しに向けた取組

- ・企業の国際競争力の確保、制度の国際整合性の観点から、税制改正において、減価償却制度の抜本的な見直しを行うべく取組を進める。

減価償却制度の抜本的見直しに向けた取組

「償却可能限度額」を撤廃し、全額償却可能とするとともに、償却年数を諸外国に劣らないものに見直す。

企業にとって使いやすい制度に改める。

地方税についても、減価償却制度の抜本的見直しに合わせ、固定資産税の課税評価額の見直し等を行う。

2. アジア等海外の活力（ダイナミズム）の取り込み

我が国産業はアジア規模での生産ネットワークを高度化しつつあり、我が国経済とアジアとの関係は更に深化。

アジアの発展に貢献し、アジアとともに成長するため、アジアとの協働を支える制度インフラの改革に取り組むとともに、更なる市場開放、投資ルール及び経済協力を含む質の高い経済連携協定（EPA）をアジア全体で迅速に締結していく。

(1) アジアとの協働を支える制度インフラの改革等

アジア規模での最適な産業構造の構築

- ・国内で技術革新を創出し、アジア規模での展開により収益を確保する好循環を生み出すため、国際的な企業間競争の進展に対応した企業結合審査の実現、官民挙げての緊密な連携等によりグローバル化に対応する産業・物流インフ

ラ整備を戦略的に進める。

- ・アジア全体の産業の高度化等を図るため、日本の産業の発展基盤を果たした制度をいわば「アジア標準」として展開するとともに、アジアの成長を担う産業人材の育成等を進める。

審査の予見可能性、手続の透明性及び迅速性を高めるため、独占禁止法の「企業結合ガイドライン」を平成18年度中に見直す。

アジア規模の切れ目のない物流圏を構築するため、本年8月に官民挙げて設立した「国際物流競争力パートナーシップ会議」において、アジア域内における電子タグの利用促進など具体的な行動計画を策定し、実行に移す。

我が国企業の現地人材の育成を図るため「アジア産業人材育成・中期計画（仮称）」を平成18年度中に策定し、専門家派遣や研修を戦略的に実施する。

産業発展に不可欠な電力等のインフラ整備において、官民協力の下、我が国が有する優れた技術・ノウハウを活用し、アジアの産業基盤の形成を図る。

東アジア共通の産業基盤整備（産業人材育成等） 【155億円（133億円）】

我が国がアジアの資金循環の中核となるための取組の強化

- ・日系中小企業等のアジア展開を支援するため、現地での売掛債権の証券化を支援する。
- ・我が国金融市場がアジアの成長企業にとって利用しやすい金融拠点となるよう、日本型預託証券の普及のための環境整備を進める。

アジア債権市場の拡大の促進（アジアの現地日系中小企業等による売掛債権の証券化支援等）

日本型預託証券（JDR）の活用のための環境整備の推進

中小企業の国際展開支援

- ・アジア規模での効率的な生産ネットワークの構築等を促進するため、汎用品の製造を中心とするモノ作り中小企業等に対して、国際展開のための情報提供や資金面、人材面での支援等を講じる。

中小企業の国際展開支援 【40億円（33億円）】

中小企業の国際展開に係る資金調達の円滑化のためのファンド（グローバル・ファンド）を整備する。

(2) 東アジア経済統合の推進等

「東アジアEPA構想」の推進

- ・遅くとも2010年には、我が国貿易額に占めるEPA締結国との貿易額の割合

が25%以上となるよう、アジア諸国との早期の経済連携協定の締結に向けて強力的に取り組む。

- ・東アジアにおけるEPA構想の実現に向けた取組を進める。

「東アジアEPA構想」の実現に向け、アセアン+日中韓+印豪NZの経済連携協定について関係国とともに研究を開始する。
インドネシアとは年内の、アセアン全体とは来年春までの実質的な交渉終了を目指す。

東アジア経済統合の推進体制整備～「東アジア版OECD」構想

- ・東アジアにおいて、OECDのような、統計整備や貿易、投資・金融市場、産業政策、エネルギー・環境等に関する政策提言・調整機能を持つ国際的体制の構築に向け、取り組む。

東アジアOECD構想（ ）

【15億円（新規）】

国際経済システムの深化・拡大

- ・WTOドーハ・ラウンドの交渉の早期再開に向けて積極的に取り組む。また、途上国が貿易の自由化から十分に利益を得られるよう「一村一品」など開発イニシアティブを通じた支援を展開する。

国際版一村一品の推進（ ）

【3億円（その他に関連予算7億円）】

3. ITとサービス産業の革新

生産性向上に向けた最重要の手段はITである。IT革新による競争力強化、中小企業の経営力の向上等を促進していく。

日本経済の7割を占めながら、生産性向上で出遅れているサービス産業の革新を促進するため、重点分野を中心にその生産性を抜本的に向上させることにより、製造業と並ぶ「双発の成長エンジン」を創る。

世界トップクラスのIT経営を実現するための「IT生産性向上運動」の展開

- ・5年以内に世界トップクラスの「IT経営」を実現するため、産学官によるIT生産性向上運動の推進等に取り組むとともに、ITを活用した中小企業の経営革新を支援する。

ITの革新的活用の虎の巻である「ITの戦略的導入のための行動指針」やITの活用度合を自己診断できるような「IT経営力指標」を策定・普及する。

IT革新を支える産業基盤の強化・コンテンツ市場の拡大

- ・10年間で約5兆円のコンテンツ市場の拡大を目指し、国際コンテンツカーニバルの開催、コンテンツ・ポータルサイト等の活用によるコンテンツ取引市場の整備等に取り組む。
- ・半導体や情報家電分野等における標準化、製品開発力の強化、生産性・信頼性の向上による組込みソフト関連産業の競争力の強化、知的情報探索の技術の展開などを推進するとともに、IT産業の取引の透明性の向上や消費者が安全に取引できる環境の整備を図る。

国際コンテンツカーニバル () 【20億円 (新規)】
IT革新を支える産業・基盤の強化 【一般会計 118億円 (87億円)
石特会計 124億円 (170億円)】
情報システム・サービスの価値を評価する指標を作成し、普及を図る。
IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱について、関係省庁と協力し、明確化を図る。

サービス産業生産性向上運動の展開等

- ・産学官による「サービス産業生産性協議会」を設立し、サービス産業生産性向上運動を展開する。また、サービスの生産性に関する研究等を推進するための体制整備を行う。
- ・サービス産業全体の生産・雇用等の状況を把握できる統計の整備を進める。

サービス産業生産性向上活動への支援 【23億円 (新規)】

重点サービス6分野への政策の重点化

- ・発展が期待される6分野（健康・福祉、育児支援、観光・集客、コンテンツ、ビジネス支援、流通・物流）において2015年までに約70兆円の市場規模拡大を目指して、質の高い効率的なサービスの実現策を講じる。

サービス産業生産性向上活動への支援 (再掲) 【23億円 (新規)】
重点サービス6分野の中堅・ベンチャー企業等による技術・ノウハウの事業化
資金等の貸付

4. 地域・中小企業の活性化

構造改革の中で、経済状況や成長力の回復に遅れが見られる地域や中小企業の活性化に果敢に取り組む。

地域の経済と雇用の大宗を支える中小企業を活性化するため、地域資源を活用した新商品・新サービスの開発を支援するとともに、モノ作り中小企業等を支援する。また、地域を支える産業の活性化を図る。

「地域資源活用企業化プログラム」の推進

- ・「地域資源活用企業化プログラム」を創設し、地域の中小企業による知恵とやる気をいかした事業展開を支援する。具体的には、産地の技術、農林水産品等の地域資源を活用した新商品・新サービス開発等を支援する。

「地域資源活用企業化プログラム」の創設 () 【103億円 (新規)】
地域資源を活用した新事業展開に取り組む中小企業者の設備投資に係る一定の
税額控除又は特別償却措置
地域資源を活用した新事業展開に取り組む中小企業に対する貸付制度の創設

地域の経済社会を支える多面的な産業の活性化

- ・産業クラスター計画第 期 (平成18年度～平成22年度) の5年間で4万件の新事業の創出を目指し、ネットワーク機能の強化、産学官連携による実用化技術開発等を推進するとともに、地域・中小企業における知的財産の活用を促進する。
- ・コミュニティビジネスの振興を図り、「地域資源活用企業化プログラム」等とあいまって、5年間で1000の新事業創出等を目指す。また、地域ぐるみによる魅力向上に向けた取組を通じ、産業観光等を推進するとともに、NPO等の能力発揮による公的サービスの向上を図る。
- ・市町村の区域にこだわることなく、経済的社会的なまとまりをもつ地域を単位として政策を展開する。また、就業率や就業満足度等を総合した「就業達成度」を政策遂行の指標とする。

地域ぐるみによる産業観光等の魅力向上支援 【6億円 (新規)】
NPOがLLPに参加する形態 (「NLハイブリッド」) の活用を促進する。

高度な部品・材料産業やモノ作り基盤技術を担う中小企業の強化

- ・「中小ものづくり高度化法」を中核として、5年間で500プロジェクトの成果を目指し、研究開発支援、モノ作り教育の充実等によりモノ作り中小企業の技術力の底上げを図る。

モノ作り中小企業の高度化支援

【133億円 (71億円)】

素形材産業に関する取引慣行の改善のためのガイドラインを平成18年度中に策定する。

中心市街地の活性化、中小小売商業振興を通じたまちづくりプロジェクトの推進

- ・コンパクトでにぎわい溢れるまちづくりを推進するため、本年5月に成立した改正中心市街地活性化法に基づき、中小小売商業者等による意欲的なまちづくり活動を重点的に支援する。
- ・空き店舗等を活用した育児施設や起業・再起業のための施設の整備を支援し、3年間で100のモデル的な商店街を確立する。

まちづくりの推進と商店街の振興

【137億円 (98億円)】

小規模・零細企業の振興

- ・地域経済・社会の活力の源である小規模・零細企業に対して、商工会議所、商工会等と連携して経営力強化の支援を行う。

小規模・零細企業の振興

【117億円 (112億円)】

中小企業の再生・再起業や円滑な事業承継の推進

- ・中小企業の再生・再起業を推進するため中小企業再生支援協議会の対応能力の向上、資金調達環境整備を図るとともに、事業承継について総合的な支援を行う。

中小企業再生・再起業の推進と事業承継の支援

【59億円 (31億円)】

中小企業者の事業承継税制の拡充（非上場株式に係る事業承継税制の見直し、種類株式の評価方法の明確化、相続時精算課税制度の拡充）

中小企業の起業・再起業の促進や再生の推進のための融資・保証

事業承継資金融資制度の創設

5. 「人財立国」の実現、安全・安心社会の構築など経済・社会基盤の整備

我が国が人口減少社会に突入し、労働と資本の伸びに限界が見られる中で、中長期的に新しい成長を実現するため、「人財立国」を目指し生産性向上と技術革新を生み出す人材の育成・確保を図る。

また、金融・企業制度等の成長のための基盤整備、環境と経済の両立の実現のための政策展開、安全・安心な社会システムの構築を図る。

(1) 「人財立国」の実現など経済基盤の整備

アジア等の優れた人材の受入れ促進

- ・アジア等の優秀な学生に対する留学生制度の充実、国内就職の機会拡大を図り、アジア等の優秀な人材の受入・交流を拡大する。

(「アジア人財資金 (仮称)」構想)

「アジア人財資金 (仮称)」構想 ()

【42億円 (新規)】

産業界や地域と連携した人材育成

- ・地域の工業高校等における実践教育の充実のための産学連携の推進や高専等の場を活用した技術者の育成を推進するとともに、地元企業の技術者等の経験を活かした「博士実験教室」やキャリア教育を推進する。また、「社会人基礎力」の養成方法の開発・普及に取り組む。
- ・高度金融人材の育成等を推進するため、産学官の連携強化等を通じて理系学生や社会人向けの専門教育体制を整備する。
- ・我が国競争力を支えるモノ作り等の分野において産業ニーズに応じた高度専門人材を育成するため、産学連携による実践的な教育の導入を支援する。

産学連携による人材育成の強化 ()

【16億円 (4億円)】

製造現場の中核人材の育成

【28億円 (28億円)】

柔軟な人材育成の仕組みの形成

- ・社会人の学び直しの機会の確保などを通じた人材育成パスの複線化や企業に対する人材重視型マネジメントの導入促進等を行う。

リスクを適切に評価する金融の促進等

- ・ 売掛債権や在庫を活用した融資を促進するため、電子債権の法的枠組みを具体化し、信用保証制度等の改善・活用を推進するとともに、適切な資産評価のための環境整備を促す。
- ・ 中小企業向け貸出債権の流動化支援を強化するとともに資金調達当初の負担軽減を可能とする金融手法の活用を図る。また、中小企業の適切な財務諸表の整備を通じた資金調達の円滑化を促す。

「電子債権法（仮称）」について、企業の資金調達の円滑化や企業グループ内の資金管理の効率化等を図る観点から、関係省庁と協力し、具体化を図る。動産・債権を活用した融資を対象とする信用保証制度の充実・運用改善を図る。

経営力の革新

- ・ 強みとなる経営資源を最大限活用する経営（知的資産経営）による企業価値向上の実現を図るとともに、組織再編等の制度基盤づくりを進める。

「知的資産経営の開示ガイドライン」（平成17年10月）の活用を促すため、投資家、金融機関等が企業を評価する際の視点を整理し、平成18年度中に公表する。
公正なM & Aルールや三角合併、信託制度の整備に取り組む。
三角合併等に係る税制措置

環境と経済の両立を実現するための政策の展開

- ・ 京都議定書の約束達成に向け、京都メカニズムを活用したクレジット取得を進めるとともに、省エネルギー対策や新エネルギー対策、中小企業等による温室効果ガス削減事業の支援等を推進する。
- ・ 製品のライフサイクル全体において3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するための環境配慮設計等の技術開発を推進するとともに関連制度の評価・検討を進める。

京都メカニズムを活用したクレジットの取得	【一般会計	18億円（17億円）
	石特会計	50億円（36億円）】
国内温室効果ガス排出削減プロジェクト支援	【一般会計	13億円（2億円）
	石特会計	5億円（4億円）】

(2) 安全・安心社会の構築

安全・安心な社会システムの構築

- ・「第1次情報セキュリティ基本計画」（平成18年2月）及びそれに基づく実施プログラムである「セキュア・ジャパン2006」の着実な実施を通じて、安全・安心で信頼できるIT基盤の整備を図る。
- ・製品安全対策について総点検を実施し、消費者の視点に立って情報収集体制を整備するなど安全対策の改善・強化を行う。
- ・化学物質を巡る国内外の環境変化を踏まえ、リスクに応じた管理の導入等、化学物質管理体制の見直しについて検討する。

情報セキュリティ対策の推進

【40億円（38億円）】

IT製品の情報セキュリティの側面に係る第三者評価制度の充実を図る。

「製品安全対策に係る総点検委員会」の検討等を踏まえ、製品安全に係る事故情報等の収集・分析体制や消費者等への情報提供を充実する。

化学物質管理体制についてリスクに応じた管理を導入する等の見直しについて検討する。

安全保障のための適切な貿易管理体制の強化

- ・国際的な平和・安全の維持のため、機微な貨物・技術の流出・拡散を防止するなど安全保障貿易管理体制の強化を図る。

国連決議を受けた大量破壊兵器等不拡散のための仲介取引規制等の整備を図る。

通常兵器キャッチオール規制など、軍事用途に使用されるおそれのある汎用貨物・技術の流出を効果的に防止するための制度整備を図る。

(3) 少子化対策の推進等

- ・少子化に対応するため、中小企業における仕事と育児の両立のための託児施設等の整備に対する支援や先進的事例の情報提供等を行うとともに、子育て支援に取り組む企業に対する減税措置の創設に向け取り組む。また、地域の中小企業が高齢者を活用しやすい環境を整備する。
- ・子どもに関係する事故情報の収集・分析・共有等を行い、子どもの事故防止に取り組む。

少子高齢化に対応し、地域活性化に資する事業への支援

【36億円（25億円）】

中小企業が行う託児施設等の整備に対する低利融資

子育て支援に取り組む企業に対する減税措置の創設

子どもの事故情報の収集・分析・共有等の推進

【2億円（新規）】

キッズデザインマーク制度を平成19年度より創設・普及する。

6. 資源・エネルギー政策の戦略的展開

原油価格の高騰、アジアを中心とした世界的なエネルギー需要の増大等が進展する中、中長期的な発展基盤を確立するためには、我が国のエネルギー資源の低廉かつ安定的な供給の確保を図ることが重要。加えて環境問題も顕在化。

このため、世界最先端のエネルギー需給構造の構築、総合的な資源戦略の展開、アジア各国との協力関係の構築、緊急時対応の強化等に向けて取り組む。

省エネルギーフロントランナー計画

- ・2030年までに更に少なくとも30%のエネルギー消費効率改善を目指し、省エネ技術開発の戦略的推進、省エネ評価基準の充実と支援の重点化による優れた省エネ技術、設備、機器の普及促進、省エネ投資を行う企業を評価する手法の開発・定着等を図る。

省エネルギー技術開発の一層の推進	【530億円 (522億円)】
産業・運輸部門における省エネ設備等の導入促進	【298億円 (260億円)】

原子力立国計画

- ・原子力発電の新・増設などの実現に向けた環境整備、次世代軽水炉開発や人材育成、ウラン資源自主開発の推進の強化等を行う。
- ・高速増殖炉サイクルの早期実用化への円滑な移行に向けて研究開発側と導入側が一体となって取り組む。
- ・また、放射性廃棄物対策を含む核燃料サイクルの着実な推進に向けて個別立地対策、広聴・広報活動や関連産業の強化に取り組む。
- ・耐震安全性の確保など、原子力の安全に関する取組を進める。

高速増殖炉サイクル、核燃料サイクル等の技術開発、ウラン資源確保、人材育成等	【173億円 (134億円)】
原子力安全・防災・核物質防護対策の確実な推進	【337億円 (336億円)】
原子力発電施設等と地域との共生の実現	【1,383億円 (1,197億円)】
長半減期低発熱放射性廃棄物（TRU廃棄物）の地層処分事業の制度化、海外から返還される放射性廃棄物に関連する制度改正を図る。	
原子力発電の新・増設やリプレース建設促進のため、初期投資の平準化、第二再処理工場向けの企業会計上の手当て等の措置を講ずる。	
ウラン資源自主開発推進のための支援制度強化と積極的な資源外交（カザフスタン等）を実施する。	
「国際原子力エネルギーパートナーシップ（GNEP）構想」等国际的枠組み作りに積極的に関与する。	

運輸エネルギーの次世代化計画

- ・2030年に向け、運輸部門の石油依存度が80%程度となることを目指し、自動車の燃費改善、バイオマス由来燃料、GTL（天然ガスを起源とする軽油等）等新燃料の供給確保と利用の促進に向けた環境整備、電気・燃料電池自動車等の開発・普及促進を行う。

バイオマス由来燃料に係る調査研究・技術開発・実証（運輸部門以外を含む）	【102億円（76億円）】
GTL生産技術の実証研究	【72億円（17億円）】
蓄電システムに係る戦略的技術開発・導入促進（燃料電池自動車向け等）	（後掲）【77億円（27億円）】

新エネルギーイノベーション計画

- ・太陽光、風力、バイオマスの特性に応じた導入支援や新エネルギー産業群の育成に取り組むとともに、新エネルギーについての国民の理解増進を図る。

新エネルギーベンチャー技術革新事業	【10億円（新規）】
蓄電システムに係る戦略的技術開発・導入促進	【77億円（27億円）】
水素貯蔵材料先端基盤研究	【8億円（新規）】

総合資源確保戦略

- ・石油・天然ガス等について、資源国との総合的な関係強化や中核的企業をはじめとする石油・天然ガス開発企業に対するリスクマネー供給の抜本的な強化等に取り組み、我が国の石油の自主開発比率を2030年までに40%程度とすることを旨とする。また、非在来型資源（オイルサンド等）等の利用を可能とすべく生産・精製技術の開発や製油所の高度化を戦略的に推進する等、我が国への石油・天然ガス等の安定供給確保のための施策を総合的に展開する。
- ・レアメタル等の鉱物資源の安定的な確保や供給を実現するため、探鉱開発に対する支援に加え、リサイクルの促進や代替材料の開発等総合的な対策に取り組む。

石油・天然ガス開発企業に対する支援の強化	【139億円（106億円）】
革新的な石油精製技術の開発	【27億円（新規）】
鉱物資源の安定供給確保	【一般会計 77億円（61億円） 石特会計 4億円（4億円）】
希少金属代替材料開発（ ）（再掲）	【14億円（新規）】
湾岸諸国など重要な資源国との経済連携の強化に積極的に取り組む。	

アジア・エネルギー環境協力戦略

- ・エネルギー需要が急増するアジア諸国に対し、我が国の強みである省エネルギー、新エネルギー、石炭のクリーン利用などの分野におけるエネルギー・環境協力の抜本的強化、戦略的展開を図る。

「アジア・省エネルギー・プログラム」の戦略的实施 【35億円 (37億円)】
アジアにおける石炭のクリーン利用、生産・保安技術の普及
【105億円 (82億円)】

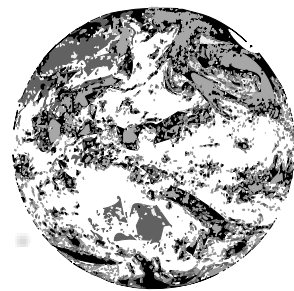
緊急時対応の強化

- ・資源国における政情不安や事故、天災、テロ等の環境変化を背景とした、想定すべき緊急事態の複雑化、不確実化に円滑・的確に対応するための石油備蓄制度の見直し・機能強化等を進める。

国家石油備蓄の推進 【1,559億円 (1,574億円)】

エネルギー技術戦略の策定

- ・多くのエネルギー技術開発分野で我が国が世界のトップランナーとなるべく、中長期的に必要なエネルギー技術戦略をロードマップ（目指すべき技術要素と開発スケジュールを示したもの）の形で提示し、官民一体となった軸のぶれない取組を実現する。また、技術開発の戦略的支援等を通じて、エネルギーの安定供給を担い、革新的技術の開発等を主導できる強い企業を育成する。



概算要求について

「経済成長戦略大綱」実現に向け必要となる予算に重点化を行い、一般会計で2,118億円を計上する。このうち、特に新規性の高い施策又は成長力の押し上げ効果の高い施策については、「経済成長戦略推進要望」()として、363億円を要求する。

これらに、経済産業行政の着実な実施に必要な経費、特別会計繰入資金などを加え、一般会計全体としては、合計9,625億円を計上する。

エネルギー特別会計については、「新・国家エネルギー戦略」の実現に向け予算の重点化を行うとともに、全体の整理合理化を進め、本年度は、合計で8,064億円(対前年比11億円減)を要求する。また、いわゆる「行革推進法」(前国会成立)に基づき、19年度においてエネルギー特別会計の制度改革を行うこととしている。

なお、引き続き、随意契約見直しをはじめとする予算執行の適正化、業務の効率化に取り組む。

(参考：経済産業省の概算要求一覧)

	平成19年度 概算要求額	平成18年度 当初予算額	増 減
一般会計	9,625	7,828	1,797
除く石特会計繰入	5,005	4,268	737
うち中小企業対策費	1,493	1,204	288
うち科学技術振興費	1,704	1,442	263
特別会計	10,996	10,844	152
石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計	5,631	5,542	89
電源開発促進対策特別会計	2,433	2,533	100
特許特別会計	1,274	1,186	88
簡易再保険特別会計	1,659	1,583	76
一般会計(除く石特会計繰入) + 特別会計	16,001	15,112	889

(上記のうち、「経済成長戦略大綱」の実現に関わる予算)

経済成長戦略大綱関係予算	10,093
一般会計分	2,118
うち経済成長戦略推進要望()	363
特別会計分	7,974

) 経済成長戦略大綱実現に向け、平成19年度概算要求基準の中で新たに設けられた要望枠。

中小企業関係概算要求等の概要

中小企業庁

基本的考え方

我が国全体の景況は回復を続けているが、中小企業については回復力は弱く、また、地域によって、回復にばらつきが見られる状況である。

このような状況下、自立的な産業活性化を目指す地域、やる気と潜在力ある中小企業、起業・再起業等を目指す個人（ヒト）の新展開を応援し、景気回復、雇用拡大のすそ野を拡げ、景気回復を確かなものとする。

このため、以下の考え方を基本に概算要求及び財政投融资要求を行う。また、法的措置についても、必要に応じて検討する。

1. 地域中小企業の活性化（地域の応援）

- (1) 「地域資源活用企業化プログラム」の創設
- (2) まちづくりの推進と商店街の振興

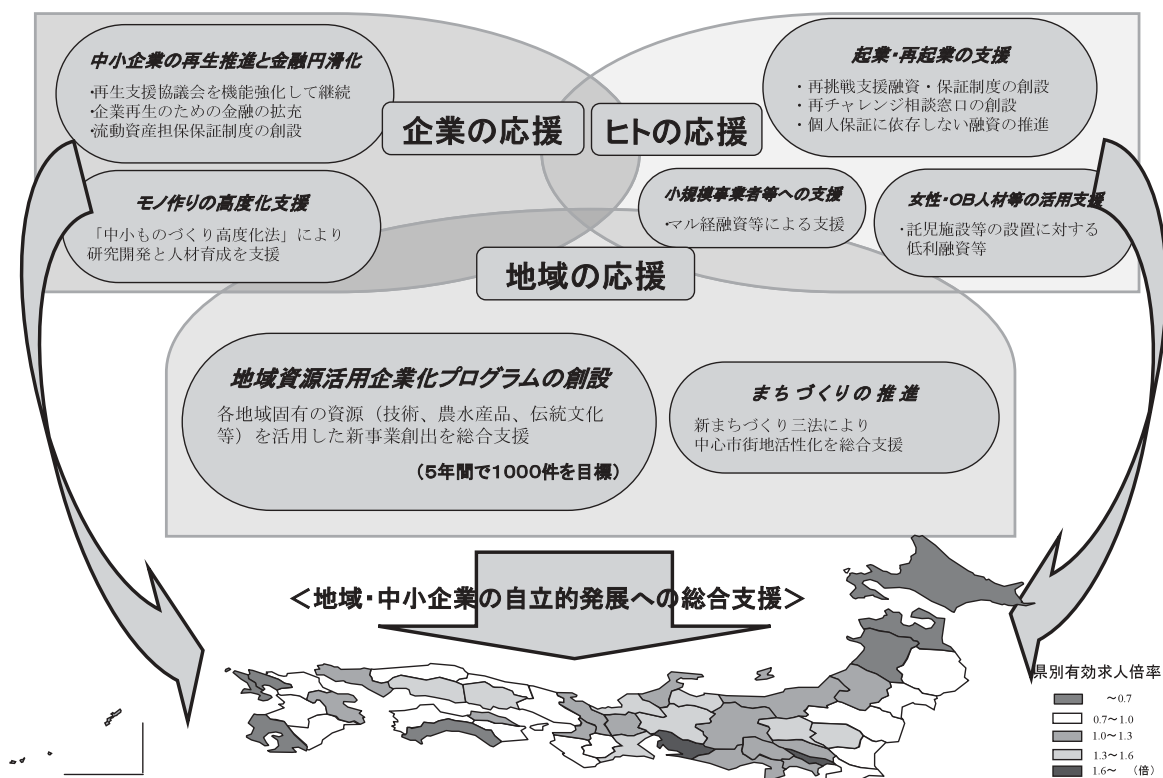
2. 中小企業の発展・再生の支援（企業の応援）

- (1) モノ作り中小企業の高度化支援
- (2) 政策金融改革の的確な実現と中小企業金融の充実・円滑化
- (3) 中小企業再生の推進・事業承継の支援

3. 起業・再起業促進や中小企業で働く人材の支援（ヒト）の応援

- (1) 起業・再起業の支援
- (2) 小規模・零細事業者に対する支援
- (3) 女性・OB人材・若者を活かした事業展開の支援

中小企業への3つの応援



重点項目について

1. 地域中小企業の活性化（地域の応援）

(1) 「地域資源活用企業化プログラム」の創設

大都市に比べて景気回復の遅れが見られる地域において、地域の中小企業の「知恵」と「やる気」を活かした事業展開を支援することにより、中小企業の活力による自立型の産業構造を強化していく。

地域資源活用企業化プログラムを創設し、地域中小企業による地域資源（産地の技術、農林水産品、伝統文化等）を活用した新商品・新サービスの開発・販売を促進する。5年間で1,000の新事業創出の取組を目指す。

(i) 地域資源を活用した事業展開への支援

地域資源を活用した事業展開の支援のため、マーケットに精通した優れた外部のアドバイザーを、地域の中小企業に効果的に提供する。このため、全国に支援拠点を設置し、外部アドバイザーが商品づくりやブランド構築の指南（ハンズオン支援）を行う体制を整備する。

さらに、地域資源を企業化に結びつけるための勉強会の開催や研究開発、事業化段階での試作品開発や展示会出展等に対する支援を行う。

また地域活性化ファンドの創設等により、資金調達の円滑化を図る。

地域資源活用企業化プログラム	19年度要求額 102.5億円	18年度予算 (新規)
地域活性化ファンドの創設【中小機構】		

(ii) 全国、世界に通用する地域発ブランドの育成支援

J A P A Nブランド育成支援事業	19年度要求額 15.1億円	18年度予算 (10.1億円)
---------------------	-------------------	--------------------

地域資源を活用してマーケットを切り開いた取組

【(株)ホリ（北海道砂川市）】

- ・独自の果実加工技術により、夕張メロンの味、食感、みずみずしさを忠実に再現した「夕張メロンピュアゼリー」を開発。
- ・道内のデパート等に積極的に営業を行う中で、JAL担当者の目に止まり機内茶菓として採用が決定。
- ・JALの担当者等からの様々な意見を取り入れながら改良を重ねた結果、多くの販売チャネルを獲得し、道内デパートの中元 1のヒット商品に。昨年度、グループ売上高71億円、従業員は380名を達成。



★成功のポイント

JALの担当者等、消費者の求める味を熟知し、実際の販売につながる「目利き」との「出会い」が、魅力的な商品企画や開発を進める上で役立った。

【(有)竹田ブラシ製作所（広島県熊野町）】

- ・和筆の技術を活用して化粧筆専門メーカーとして創業。海外有名ブランド向けのOEM生産が中心で、利益率は低迷。
- ・マーケティングの専門家アドバイザーが、市場調査の方法、売するための仕掛けづくり、カタログの作り方などについてのきめ細かなコンサルティングを行い、現場担当者にも、営業のテクニックから接客話法まで指導するなどハンズオンで支援を実施。
- ・この結果、直販比率も高まり、売上も急拡大。海外のトップメイクアップアーティストに使われるなどの実績を上げ、自社ブランドの確立に成功。



★成功のポイント

大手のOEMから脱却するため、マーケティング専門の優秀なアドバイザーに徹底した支援を依頼。ブランド確立の戦略づくりから現場での接客話法まで、様々なノウハウを吸収することにより、事業の拡大とマーケティングの実力を身につけることに成功した。

【山形カロツェリアプロジェクト】

- ・世界的に著名な工業デザイナー（山形県出身）が中心となって、2003年度に、鋳物、木工、繊維等の分野の県内の優れた職人が参画した「山形カロツェリア研究会」を立ち上げ、ハイクオリティの商品開発を実施。
- ・2006年1月には、選抜した5社の製品群を「山形工房」というブランド名でインテリア国際見本市「メゾン・エ・オブジェ」に出展。最有カコーナーでの出展を実現し、多数の商談が進展。



★成功のポイント

デザイナーからのきめ細かなアドバイスが、消費者の心を捉えるデザイン性の優れた商品の企画・開発や、国際的に有名な展示会への出展を実現する上での、ノウハウの獲得に大きく役立っている。

(2) まちづくりの推進と商店街の振興

コンパクトでにぎわい溢れるまちづくりを進めるため、5月に成立した改正中心市街地活性化法に基づき、中心市街地活性化本部を中核として、「選択と集中」の下、中小小売商業者等の意欲的な取組を支援する。

また、少子化や就業機会創出など、地域経済の課題に対応すべく、地域コミュニティの「顔」である商店街を活用する。3年間で100のモデル的な商店街の確立を目指す。

(i) 中心市街地の活性化

中心市街地活性化法に基づき認定を受けた地域で行われる商業施設の整備や中心市街地活性化協議会の設立・運営に対する支援等を行う。

	19年度要求額	18年度予算
戦略的中心市街地商業等活性化支援事業	96.1億円	(59.0億円)

(ii) 地域コミュニティを支える商店街の振興

少子高齢化等の課題に対応するため、空き店舗を活用した育児施設や起業・就業等のためのオフィススペースの設置に対する支援等を行う。

	19年度要求額	18年度予算
少子高齢化等対応中小商業活性化事業	32.9億円	(28.9億円)

2. 中小企業の発展・再生の支援（企業の応援）

(3) モノ作り中小企業の高度化支援

本年6月に施行された「中小ものづくり高度化法」に基づき中小企業と川下産業の連携による研究開発を支援するとともに、工業高校等を活用した人材育成など総合的な施策を展開し、高度部材・基盤産業を支えるモノ作り中小企業を支援する。

また、新市場を開拓するため海外に展開する中小企業に対して、情報提供及び金融面での支援を行う。

(i) モノ作り基盤技術の研究開発支援

重要産業分野の競争力を支える基盤技術の高度化に向けて、川下産業のニーズを的確に反映した高度化指針を策定し、これを踏まえた研究開発を支援する。

	19年度要求額	18年度予算
戦略的基盤技術高度化支援事業	126.4億円	(64.0億円)

(ii) モノ作り人材の育成

中小モノ作り人材の育成・確保を行うため、地域の中小企業、工業高校、行政等が一体となって行う実践教育の導入などの人材育成を支援する。

中小モノ作り人材育成事業	19年度要求額 8.0億円	18年度予算 (新規)
--------------	------------------	----------------

(iii) 海外事業展開に対する環境整備

中小企業の国際展開への対応能力の向上を図るため、海外進出先の情報提供を行うとともに、中小企業の海外事業に係る資金調達の確保を円滑化するため、ファンドを組成し、支援を行う。

中小企業海外展開支援事業	19年度要求額 39.7億円	18年度予算 (32.5億円)
グローバルファンドの創設		

(4) **政策金融改革の的確な実現と中小企業金融の充実・円滑化**

行政改革推進法及び制度設計に基づき、中小企業者の視点に立った政策金融改革を的確に実現する。

また、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資を推進し、中小企業の融資・保証制度を拡充するとともに、利用者の視点に立った信用保証制度の見直し、サービス向上等を実施することにより、中小企業金融の充実・円滑化を図る。

(i) 政策金融改革の的確な実現

行政改革推進法及び制度設計に基づき、ユーザーである中小企業者への融資等が引き続き円滑に提供されるよう、平成20年度からの商工中金の特殊会社化に向けて所要の法整備等を着実に進める。

中小企業金融公庫や国民生活金融公庫等が統合される新政策金融機関についても、中小企業者の利便性が確保されるよう、所要の法整備等をしっかりと進める。

(ii) 不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資の推進（含む財投要求）

民間金融機関による中小企業者向けの無担保融資を促進するため、中小公庫による証券化支援業務の対象中小企業をさらに拡大するとともに、流動資産（売掛債権・在庫等）を活用した融資を促進するため、流動資産担保保証制度を創設する。

証券化支援事業	一般会計	19年度要求額 65.0億円	18年度予算 (45.0億円)
	産投出資	42.0億円	(42.0億円)
流動資産担保保証制度の創設			

(iii) 信用保証制度の見直し

再生支援策の強化、第三者保証人を求めることの原則禁止、さらには保証協会と金融機関との責任共有による連携強化等により、信用保証制度を適切に見直す。

	19年度要求額	18年度予算
信用保証協会の運営基盤の強化等	52.0億円	(42.0億円)

(5) **中小企業再生の推進・事業承継の支援**

これまで1,000件を超える再生計画をとりまとめた中小企業再生支援協議会を一層充実させるとともに、再生時における金融支援を拡充し、地域における中小企業の再生を推進する。

また、事業承継については、事業承継協議会の検討成果等を踏まえ、情報提供等を行う支援ネットワークを構築するなど総合的支援を行う。

(i) 再生に取り組む中小企業への支援（含む財投要求）

各都道府県に設置している「中小企業再生支援協議会」において、中小企業の再生支援を着実に実施する。また、協議会が有するノウハウ等を全国ベースで有効活用するための仕組みを構築する。

	19年度要求額	18年度予算
中小企業再生支援協議会事業	40.5億円	(30.5億円)
事業再生を支援する融資制度の拡充【中小公庫、国民公庫】		

(ii) 事業承継の円滑化に向けた総合的な支援（含む財投要求）

中小企業経営者の高齢化が進展する中、中小企業の円滑な事業承継を支援するため、事業承継協議会の運営や、シンポジウム開催等による普及啓発、実務家間の事業承継支援ネットワークの構築等を行う。

	19年度要求額	18年度予算
中小企業事業承継円滑化支援事業	4.0億円	(新規)
事業承継資金融資制度の創設【中小公庫、国民公庫】		

3. 起業・再起業促進や中小企業で働く人材の支援（ヒトの応援）

(6) 起業・再起業の支援

我が国の経済を活性化するため、金融制度の拡充や資金計画に関する相談窓口の設置等により、起業・再起業等を支援する。

(i) 再挑戦支援のための融資・保証制度の創設（財投要求）

経営に失敗した者が再挑戦する場合などでは、担保用資産の不足、経営者の信用低下等により融資を受けにくい現状の中で、経営者の資質や事業の見込み等を評価するなどして、政府系金融機関の融資や信用保証協会による保証を可能とする枠組みを創設する。

【中小公庫、国民公庫】

(ii) 個人の保証に依存しない融資の推進（財投要求）

創業等への挑戦を支援するため、定期的な財務報告などの約束を守ることを前提に経営者の本人保証を免除する制度を創設する。また、第三者保証人の非徴求を徹底・拡大する【中小公庫、国民公庫】

(iii) 再チャレンジ支援窓口相談事業

業継新たな事業において再挑戦する者を支援するための相談や、事業継続の見通しがつかない事業からの早期撤退、その上での債務整理等の手続きなどのアドバイスを行う相談窓口を全国に設置する。

19年度要求額	18年度予算
14.0億円	(新規)

(7) 小規模・零細事業者に対する支援

地域経済・社会活力の源である小規模・零細事業者に対して、身近な経営面の相談窓口の強化や経営革新の指導、円滑な資金調達環境の確保等、経営力強化に対する支援を行う。

(i) 小規模事業者等への支援

小規模事業者による全国市場に向けた事業展開の支援、創業・新事業展開を志す者がノウハウや実践的能力を習得できるよう、専門家による支援や「創業塾」の実施など幅広い支援を行う。

	19年度要求額	18年度予算
小規模事業者新事業全国展開支援事業	25.1億円	(25.1億円)
シニアアドバイザー事業	18.0億円	(18.0億円)
創業人材育成事業	16.1億円	(16.1億円)
JAPANブランド育成支援事業	15.1億円	(10.1億円)
再チャレンジ支援窓口相談事業	14.0億円	(新規)

(ii) 小企業等経営改善資金融資（マル経）制度（含む財投要求）

商工会等の経営指導を受けた小規模企業者に対し、国民生活金融公庫が無担保・無保証人、低利で融資を行う【国民公庫】

(8) 女性・OB人材・若者を活かした事業展開支援

女性、OB人材、若者を活かした中小企業の事業展開を支援するため、育児施設等の厚生施設の設置や高齢者のための事業環境の整備、各地域における中小企業と若者との相互理解の促進などの支援等を行う。

(i) 少子化時代に対応した経営への支援（含む財投要求）

中小企業における仕事と育児の両立のため、託児施設等の設置に対し、低利融資による支援を行う。また、先進的事例を基に、少子化に対応したマネジメントの導入を支援すべく、普及・啓発活動を展開する。

	19年度要求額	18年度予算
中小企業少子化対応経営普及事業	0.9億円	(0.9億円)

少子化対策融資制度の創設【中小公庫、国民公庫】

(ii) 企業OBと中小企業のマッチング支援

企業等OB（OB人材）と、中小企業とのマッチングを行うことで、中小企業の経営能力・技術力等の向上を支援する。

	19年度要求額	18年度予算
企業等OB人材活用推進事業	5.2億円	(5.2億円)

(iii) 若者と中小企業とのネットワーク構築支援

若者の就業対策と中小企業の人材確保対策を促進するため、ジョブカフェや地域の教育機関等と連携しながら、若者と地元中小企業との相互理解を促進するモデル事業を支援する。

	19年度要求額	18年度予算
若者と中小企業とのネットワーク構築事業	27.6億円	(19.0億円)

概算要求額及び財政投融资要求額について

1. 概算要求額

平成19年度要求額	平成18年度予算	対前年増減
1,493億円	1,204億円	+ 289億円

この他財務省厚生労働省において518億円を計上（平成18年度：412億円）

- ・ 中小企業金融公庫（保険部門）に対する出資（財務省計上）456億円
- ・ 国民生活金融公庫に対する利子補給金（財務省計上）10億円
- ・ 政策金融機関統合準備補助金（国民生活金融公庫）（財務省計上）16億円
- ・ 独立行政法人勤労者退職金共済機構に対する運営費交付金（厚生労働省計上）36億円

2. 財政投融资要求額（貸付規模）

単位：億円

	19年度計画	18年度当初計画	17年度実績
中小企業金融公庫	注1 15,729	16,403	13,209
（うち証券化）	1,503	1,503	271
国民生活金融公庫	注2 23,500	26,000	21,295
（うちマル経）	4,000	4,500	1,963

（注1）予想しがたい経済事情の変動その他やむを得ない事情により、計画額に不足が生じる見込みが明らかになった場合には、財投からの借入及び債券限度額について5割を限度に増額することができる（弾力条項）ので、最大2兆2,375億円の貸付規模を確保することが可能。

（注2）国民生活金融公庫は普通貸付ベース。上記弾力条項に基づき、仮に弾力性の効果を全て普通貸付に振り向ければ、最大で3兆4,650億円の貸付規模を確保することが可能。

（注3）なお、商工組合中央金庫については、融資計画は1.8兆円としている。商工組合中央金庫の貸付規模については、実需に応じ債券発行等による資金調達を的確に行い、所要の規模を確保することが可能。

平成19年度税制改正に関する経済産業省意見のポイント

競争力・成長力の強化

我が国経済産業の競争力・成長力を強化する観点から、生産手段の新陳代謝の加速、成長の起爆剤となる技術革新等イノベーションの加速、経済環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し得る企業経営の実現等を可能とする制度インフラの整備を図る。

減価償却制度の抜本的見直し

減価償却制度について、競争相手となっている諸外国（欧米・韓国等）と比べて遜色ないものとするため、以下を内容とする抜本的見直しを行い、企業の生産手段の新陳代謝の加速化を図るとともに、産業の国際競争力・経済の成長力の強化を図る。

「償却可能限度額」を撤廃し、全額償却可能とするとともに、償却年数を諸外国に劣らないものに見直す。

企業にとって使いやすい制度に改める。

地方税についても、減価償却制度の抜本的見直しに合わせ、固定資産税の課税評価額の見直し等を行う。

ベンチャー関連税制の拡充

技術革新等イノベーションの担い手となるベンチャー・中小企業の創出・発展を促進すべく、エンジェル税制の拡充を行う。

産業活力再生法関連税制の見直し

法律に基づく計画認定事業者等に対し、革新的な設備に対する特別償却、事業再編に伴う登録免許税及び不動産取得税に係る軽減措置を講ずる。

合併等対価の柔軟化（三角合併）

三角合併について、その他の組織再編成と同様の措置を講ずる。

リース取引関係税制

リース会計基準の変更にに向けた検討を踏まえ、適切な税制上の措置を講ずる。

子育て支援に取り組む企業に対する減税措置の創設

国富の増大をもたらす
新しい成長の実現

地域・中小企業の活性化

地域の経済と雇用の大宗を支える中小企業の経済活動を活性化するため、地域資源を活用した新事業展開への支援を強化するとともに、事業承継の円滑化等を図る。

「地域資源活用企業化プログラム」の推進

地域資源（産地技術、農水産品等）を活用した新事業展開に取り組む中小企業に対し、設備投資に係る一定の税額控除又は特別償却を講ずる。

事業承継の円滑化

中小企業の円滑な事業承継を可能とすべく、非上場株式に係る事業承継税制の見直し、種類株式の評価方法の明確化、相続時精算課税制度の拡充を行う。

中小企業等基盤強化税制の延長

中小小売業等のための設備投資減税を延長する。

特定同族会社に対する留保金課税制度の撤廃

エネルギー・環境対策の推進

「環境と経済の両立」の大原則の下、市場環境の変化等に対応できる長期的に安定的かつ効率的なエネルギー需給構造の構築、総合的な資源戦略の展開等に向けた取組を支援する。

増税なき地球環境対策の推進

いわゆる環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響等を十分に考慮し、国民的議論を踏まえて、総合的に検討していくべき課題である。

資源・エネルギーの安定供給の確保等

検討事項

1. 法人実効税率の引き下げの検討

グローバル化が進展し、企業が国際的な最適立地選択を進める中、我が国に立地する企業の競争条件を国際的に遜色ないものとしていくことが重要。しかしながら、我が国の法人実効税率（40.7%（東京、2006年））は世界的に最も高い水準にあり、諸外国との税率格差は拡大傾向にある（OECD平均34.0%（2000年）28.3%（2006年））。このため、抜本的・一体的な税制改革の一環として、法人実

効税率の引き下げを行うことにつき検討を行う。

2. 抜本的・一体的な税制改革

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき、経済のグローバル化の中で、我が国経済の国際競争力を強化し、その活性化に資する税体系全般にわたる抜本的・一体的な改革につき検討を行う。

平成19年度中小企業関係税制改正意見のポイント

～中小企業の活力を引き出す税制改革～

基本的視点

地域の経済と雇用の大宗を支える中小企業の経済活動を活性化するため、地域資源を活用した新事業展開への支援を強化するとともに、事業承継の円滑化等を図る。

1. 「地域資源活用企業化プログラム」の推進

地域の経済と雇用の大宗を支える中小企業の経済活動を活性化するため、地域に根ざした特色のある産地の技術、農林水産品、伝統文化等の地域資源を活用して、新商品や新サービスの開発・提供を行う中小企業に対し、事業の立ち上げ・拡大に向けた設備投資を支援する（法律に基づく事業計画の承認を受けた中小企業の行う設備投資について、7%の税額控除又は30%の特別償却を講ずる）。

2. 事業承継の円滑化

(1) 非上場株式に係る事業承継税制の見直し

中小企業の事業承継に関しては様々な課題が存在しており、その抜本的解決は、中小企業の存続、経済活性化の観点からも重要。このため、特に重要な非上場株式の相続税負担について、後継者が非上場の自社株式を保有している間は課税を猶予する等の方法により、事業を承継する者の税負担の減免を図る。

(2) 種類株式の評価方法の明確化

事業承継に際して後継者以外の相続人が存在する場合、民法上の遺留分制約の下で経営権集中と財産分配の両立を図るためには、議決権制限株式等の種類株式の活用が有効。しかし、現在は種類株式の評価方法が明確になっておらず、活用阻害要因になっていることから、予測可能性を高めるべく、評価方法の明確化を図る。

(3) 相続時精算課税制度の拡充

相続時精算課税制度は、生前贈与を促進する観点から、相続時に精算することを前提に贈与税を軽減・簡素化している制度であるが、贈与者の年齢要件等の条件が設定されているため、中小オーナー経営者の計画的な事業承継を促進する制度としては不十分。そこで、中小オーナー経営者が、後継者である子供（経営に

従事する役員となっている場合に限る) に対して、自社株式の贈与を行う場合に、年齢要件・非課税枠を緩和・拡充する。(現行：年齢要件65歳以上、非課税枠2,500万円)。

3. 中小企業等基盤強化税制の延長

中小小売業者等の経営基盤の強化を通じ、中小小売業等の高度化・高付加価値化を図るため、中小企業等基盤強化税制の適用期限を2年間延長する(現行：特別償却(初年度30%)又は税額控除(7%))。

4. その他の中小企業関連税制

- (1) 中小企業にとって不可欠な内部留保の充実を図るため、特定同族会社の留保金課税制度を撤廃する。
- (2) 「政策金融に係る制度設計(18年6月行政改革推進本部決定)」に定められた商工組合中央金庫の株式会社化に伴う所要の税制措置を講ずる。
- (3) 「政策金融に係る制度設計(18年6月行政改革推進本部決定)」に定められた中小企業金融公庫の株式会社化に伴う所要の税制措置を講ずる。
- (4) 商工組合中央金庫及び信用保証協会が行う中小企業への融資等を円滑化するため、融資等に伴う抵当権設定の登記等につき、登録免許税の税率を軽減する措置の適用期限を延長する。
- (5) 財務基盤が脆弱な事業協同組合等の内部留保の充実を図る観点から、事業協同組合等の留保所得の特別控除制度の適用期限を2年間延長する。
- (6) 財務基盤が脆弱な事業協同組合等において、貸付先の倒産に備えた貸倒引当金の十分な積立てを行うため、貸倒引当金の繰入限度額に係る損金算入の特例措置の適用期限を2年間延長する。
- (7) 財務基盤の脆弱性から大規模な自然災害に備えるべく準備金の積立てを促進させる観点から、異常危険準備金に関する特例措置の適用期限を3年間延長する。
- (8) 事業協同組合等における共済事業の健全性を確保する観点から、法律改正により保険業法、農協法等と同水準の措置を導入したことから、税制上の取扱いについても、保険、農協共済等と同等とすべく、事業協同組合等の共済事業を生命保険料控除等の適用対象に追加する。

多様な連携による新たな事業への挑戦 (平成18年度中小企業組合白書より)

最近の中小企業組合等連携組織の動向

1. 中小企業組合の概況

(1) 全体の動向

中小企業は、様々な組合に組織されているが、ここでは事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会を「中小企業組合」として、その動向を見よう。

中小企業組合の平成18年3月末現在の数は、47,582組合（中小企業庁・厚生労働省調べ）である。このうち、事業協同組合が38,080組合で最も多く、次いで、商店街振興組合2,613組合、企業組合2,469組合、商工組合1,445組合、協業組合1,191組合となっている。他の組合の数が減少あるいは停滞する中で、平成12年度以降企業組合の数が増加しているのが目立つ。

図表1 中小企業組合数の推移

根拠法律 組合種類	中小企業等協同組合法						中小企業団体の組織に関する法律			商店街振興組合法		生活衛生同業組合連合会	生活衛生同業組合	生活衛生同業小組合	合計
	合事業協同組	組事業協同小	同火災共済協	合信用協同組	合協同組合連	企業組合	協業組合	商工組合	合商工組合連	組商店街振興	組商店街振興				
40年12月	27,283	27	37	531	427	5,075	-	1,149	47	660	3	405	12		35,656
50年3月	41,230	38	39	495	636	4,961	1,017	1,658	70	1,460	56	568	16		52,244
60年3月	40,276	17	43	464	774	2,803	1,546	1,842	71	2,087	84	587	16	5	50,615
元年3月	38,356	24	44	418	798	2,461	1,459	1,800	74	2,254	88	591	16	5	48,388
9年3月	39,655	21	44	363	828	2,152	1,375	1,691	69	2,656	117	590	16	5	49,582
10年3月	39,525	21	44	351	822	2,092	1,357	1,657	68	2,630	119	589	16	5	49,296
11年3月	39,593	19	44	322	818	2,074	1,337	1,626	65	2,633	119	589	16	5	49,260
12年3月	39,312	16	44	291	807	1,978	1,342	1,601	66	2,630	119	589	16	4	48,815
13年3月	39,448	16	44	280	812	2,006	1,319	1,568	61	2,631	119	587	16	4	48,911
14年3月	39,419	15	44	247	812	2,064	1,283	1,543	61	2,627	120	587	16	4	48,842
15年3月	38,942	14	44	191	803	2,109	1,247	1,511	60	2,628	118	586	16	3	48,272
16年3月	38,734	13	44	181	794	2,234	1,231	1,497	58	2,623	119	586	16	3	48,133
17年3月	38,520	13	44	175	790	2,368	1,209	1,475	56	2,617	119	582	16	3	47,987
18年3月	38,080	13	44	172	783	2,469	1,191	1,445	54	2,613	119	580	16	3	47,582

資料出所：中小企業庁、厚生労働省調べ

(2) 組合の種類別にみた動向

事業協同組合

事業協同組合は、中小企業者が相互扶助の精神に基づき協同して経済事業を行うことによって、経営の近代化・合理化並びに経済的地位の改善向上を図ることを目的とする組合である。中小企業の組合制度の中でも代表的な存在で、広く中小企業者に利用されている。組合員の事業に関する共同事業であれば、様々な事業を実施できる。

組合数は先に述べたとおり、平成17年度末で38,080組合を数え、組合全体の約80%を占めている。毎年全国で600～700前後の組合が新たに設立されているが、近年の設立の傾向をみると、製造業の組合の比重が横ばい、卸・小売業の組合の比重が低下し、サービス業、その他の業種や異業種の組合の比重が大きくなっている。

事業協同小組合

事業協同小組合は、特に小企業者（従業員5人（商業・サービス業2人）以下の事業者）のための組合として昭和32年に創設された制度である。事業内容は事業協同組合と変わらないため利用は少なく、昭和50年代前半に39組合を数えたが、最近では昭和59年に1組合の設立があったのみである。現在は13組合となっている。

火災共済協同組合

火災共済協同組合は、火災等により組合員の財産等に生じた損害を補填するための共済事業を行うことを目的とする組合である。法律上の設立要件（1,000人以上の加入、また地域組合の地区は一の都道府県の区域の全部でなければならない等）の問題等から、近年の新規設立はなく、昭和62年以降44組合のままである。

信用協同組合

信用協同組合は、組合員である中小企業者、勤労者等に対し、預金の受け入れ及び資金の貸付等の金融事業を行うことを目的とする組合である。設立にあたって、火災共済協同組合のような地区の要件はなく、組合員は300人以上、出資金も1,000万円以上（一部地域2,000万円）であればよい。昭和43年には544組合を数えていたが、その後新規設立は減少するとともに合併が進んだ。また、バブル崩壊後の不況により破綻や合併が繰り返され、行政当局が新規の設立認可をしないこともあって、現在は172組合になっている。

企業組合

企業組合は個人が組合に資本と労働力を投入し、組合自体が一つの企業体となって事業活動を行い、組合員は組合の事業に従事するという特色を持つ制度

である。小規模な事業者が経営規模の適正化を図る場合や個人が自ら働く場を確保するのに適していることから、昭和20年代後半から30年代前半にかけて10,000万組合を超えたこともあったが、事業不振や次世代への事業継承が円滑に行われずに休眠状態になる組合も多く、平成11年度には2,000組合を割るに至った。

しかし、設立に際して最低資本金の制約がないことから、法人格をもつ組織として主婦や高齢者、定年後のサラリーマン等が事業を起こすのに適していること。また、創業促進が政策課題となる中で、創業のための組織としての機能が再評価されたことから、設立数も13年度81組合、14年度117組合、15年度167組合、16年度187組合、17年度166組合と、17年度はやや減少したものの設立数は増加傾向にある。

協業組合

協業組合は、中小企業者が事業の全部又は一部を組合に統合することにより、事業規模を適正化して生産性の向上等を図ることを目的とする組合である。昭和42年の制度創設後、構造改善政策の中で、特定業種における企業集約化の担い手として位置づけられたこともあり、58年度には1,573組合に達した。しかし、60年度以降の設立は年間10組合前後、あるいはそれを下回り、事業不振等で解散する組合も多いことから、現在は1,191組合に減少している。

商工組合

商工組合は、制度創設当初は、調整事業による過度の競争の防止を目的としていたが、現在では業種全体の改善発達を図ることを主目的とするいわば同業組合的性格の組合となっており、出資組合と非出資組合がある。実施事業は、指導教育、調査研究、情報収集など当該業種に係る指導調査事業のほか、出資組合では事業協同組合と同様の共同経済事業を実施することができる。

設立には、原則として1以上の都道府県を地区とすること、その地区内の同業者の2分の1以上が組合員となるものでなければならないこと等の要件を満たす必要がある。近年の設立は少なく、平成2年以降の新設数は年間1～2組合程度である。業種全体の不振や役割を終えて解散する組合も増え、現在1,445組合となっている。

商店街振興組合

商店街振興組合は、原則として市又は都の区の区域内において、商店街の小売業やサービス業によって設立される組合である。現在2,613組合と119連合会が設立されている。昭和37年に制度が創設されたが、翌38年には364組合が設立され、46年には1,000組合を超えるに至った。昭和50年代以降も、大型店進出への対応、商店街活性化への要請等から活発な設立がみられ、59年には2,000

組合を超えた。しかし、大型店の郊外展開と中心市街地の空洞化の影響もあって、新規設立は平成4年度の97組合をピークに減少に転じ、近年は年間10組合を切るに至っている。

生活衛生同業組合

生活衛生同業組合は、飲食、理美容、旅館、公衆浴場、クリーニングなど国民生活に関係の深い業種（現在18業種が指定）の組合である。組合員の事業の衛生水準の向上や資格事業の改善を目的としている。資格事業者の2分の1以上が加入し、都道府県ごとに1つの組合が設立される。業種が限定されていることもあり、設立数には大きな変化はなく、現在580組合が設立されている。また16連合会と、生活衛生同業組合の地区の一部を地区として、主に共同事業を行う生活衛生同業小組合が3組合設立されている。

(3) 組合の業種別にみた動向

事業協同組合・事業協同小組合

事業協同組合の設立数を業種別にみると、「製造業」が8,400組合（22.1%）で最も多く、次いで「小売業」7,583組合（19.9%）、「建設業」4,813組合（12.6%）、「その他の業種（異業種、電気・ガス・水道業）」4,539組合（11.9%）、「サービス業」4,479組合（11.8%）、「運輸・倉庫業」2,841組合（7.5%）、「卸売業」2,404組合（6.3%）、「商店街」1,554組合（4.1%）の順となっている。

製造業の中では、食料品（1,463組合）、木材・木製品（1,315組合）、窯業・土石製品（932組合）、その他の製造（778組合）、繊維工業（683組合）、衣服・その他の繊維製品（555組合）、一般機械器具（499組合）、金属製品（485組合）の組合が多い。

なお、事業協同小組合は、運輸・倉庫業（8組合）がほとんどである。また協同組合連合会は、製造業では、食料品（64連合会）、木材・木製品（60連合会）、窯業・土石製品（43連合会）で多く設立されている。非製造業では、小売業（184連合会）、建設業（74連合会）、卸売業（62連合会）、運輸・倉庫業（61連合会）、サービス業（55連合会）で設立が多い。

企業組合

企業組合は、「小売業」が717組合（29.0%）で最も多く、次いで「サービス業」542組合（22.0%）、「製造業」513組合（20.8%）、「その他の業種」319組合（12.9%）、「建設業」149組合（6.0%）、「運輸・倉庫業」122組合（4.9%）の順となっている。

小売業の中では米穀小売業が多いが、これは戦時統制下の主要食糧の配給組織であった食糧営団（後に食糧配給公団）が戦後に廃止・民営化された時に、

末端配給所の多くが企業組合を組織したことによる。製造業では、食料品（134組合）、木材・木製品（68組合）、衣服・その他の繊維製品（49組合）、繊維工業（40組合）、その他の製造（40組合）、窯業・土石製品（33組合）が多い。

企業組合には、事業所集中型組合（事業者でない個人によって設立された組合や事業者であった組合員が従来営んでいた事業所を閉鎖して合同した形態をとる組合等がある。組合自体が事業活動の主体となっているもの。企業組合の本来的形態）のほか、事業所分散型組合（組合員が個人事業者として従来営んでいた事業所を組合の事業所として存続させる方法をとるもので、事業活動の主体は各事業所であり、組合は主として売上代金の収納管理や仕入れ代金の支

図表2 組合種類別・業種別にみた組合数（平成18年3月末）

業種	組合の種類	事業協同組合	事業協同小組合	協同組合連合会	企業組合	協業組合	商工組合	商工組合連合会
食料品製造業		1,463	0	64	134	124	137	6
繊維工業		683	0	16	40	42	180	5
衣服・その他の繊維製品製造業		555	0	11	49	17	66	10
木材・木製品製造業		1,315	0	60	68	26	7	1
家具・装備品製造業		335	0	5	23	21	19	0
パルプ・紙・紙加工品製造業		134	0	0	18	9	48	2
出版・印刷・同関連産業		239	0	6	22	17	67	3
化学工業		120	0	3	6	6	14	0
石油製品・石炭製品製造業		20	0	0	2	2	3	0
ゴム製品製造業		51	0	1	0	1	2	0
皮革・同製品製造業		110	1	7	11	15	13	1
窯業・土石製品製造業		932	0	43	3	66	101	4
鉄鋼業		169	0	4	9	9	18	1
非鉄金属製造業		68	0	0	1	2	5	1
金属製品製造業		485	0	13	12	17	60	2
一般機械器具製造業		499	0	5	26	6	3	1
電気機械器具製造業		174	0	2	9	4	2	0
輸送用機械器具製造業		210	0	2	8	7	1	0
精密機械器具製造業		60	0	1	2	2	3	0
その他の製造業		778	1	9	40	13	47	1
小計		8,400	2	252	513	406	796	38
農業		159	0	4	10	5	0	0
林業・狩猟業		275	0	8	44	5	0	0
漁業・水産養殖業		29	0	0	3	1	0	0
鉱業		537	0	16	18	25	9	0
建設業		4,813	1	74	149	40	107	0
卸売業		2,404	0	62	25	21	116	5
小売業		7,583	2	184	717	123	305	6
商店街		1,554	0	7	0	1	0	0
金融・保険・不動産業		467	0	3	7	0	0	0
運輸・倉庫業		2,841	8	61	122	68	1	0
サービス業		4,479	0	55	542	462	109	4
小計		25,141	11	474	1,637	751	647	15
その他		4,539	0	57	319	34	2	1
合計		38,080	13	783	2,469	1,191	1,445	54

資料：中小企業庁、全国中央調べ。協同組合連合会は、火災共済協同組合連合会、信用協同組合連合会を除く。

払い等の業務を行うもの)がある。「その他の業種」には、事業所分散型の組合が多い。

協業組合

協業組合は、「サービス業」が462組合(38.8%)と最も多く、これに「製造業」406組合(34.1%)、「小売業」123組合(10.3%)、「運輸・倉庫業」68組合(5.7%)、「建設業」40組合(3.4%)が続いている。

サービス業の中では自動車整備業が多いが、これは自動車整備業の構造改善の中で車検部門を統合する組合が多く設立されたためである。製造業では、食料品(124組合)、窯業・土石製品(66組合)、繊維工業(42組合)が多い。

商工組合

商工組合は、「製造業」が796組合(55.1%)で最も多く、「小売業」305組合(21.1%)、「卸売業」116組合(8.0%)、「サービス業」109組合(7.5%)、「建設業」107組合(7.4%)が続いている。製造業の中では、繊維工業(180組合)、食料品(137組合)、窯業・土石製品(101組合)、出版・印刷・同関連(67組合)、衣服・その他の繊維製品(66組合)、その他の製造(47組合)が多い。

商工組合は、当初、調整事業を行う組合として設立されたものが多いため、組合員資格は小分類以下の業種で定められることが多い。また、組合の地区も1都道府県以上を基本としているため、設立されている業種は限られている。なお、商工組合連合会は、衣服・その他の繊維製品、食料品、窯業・土石製品、卸売業、小売業の商工組合によって設立されているものが多い。

(火災共済協同組合、信用協同組合、商店街振興組合は基本的に業種に関わりなく組織される組合(その意味では異業種による組合)であり、業種別に分類する意味はないため、ここではふれていない。)

図表3 組合種類別新設組合数の推移

年 度	元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
事業協同組合	723	749	834	858	868	798	811	796	837	738	757	757	742	687	626	658	621
事業協同小組合																	
火災共済協同組合																	
信用協同組合										2			2				
協同組合連合会	11	8	9	9	6	6	11	14	7	6	18	12	12	8	6	9	4
企業組合	50	24	13	23	19	28	32	19	22	24	42	82	81	117	167	187	166
協業組合	4	11	7	10	11	12	5	7	5	6	12	7	5	6	12	8	8
商工組合	6	1	3	2	5	2	1	2	1	2	1		1		1	2	
商工組合連合会									1								
商店街振興組合	45	48	74	97	61	50	42	24	20	14	13	4	7	9	3	4	7
商店街振興組合連合会	13	7	2	4		2	1	1	1		2		1	1	1		
計	852	848	942	1003	970	898	903	863	894	792	845	862	851	828	816	868	806

資料出所：全国中央会中小企業組合設立動向調査(平成18年10月)

(4) 組合設立の動向

中小企業組合は、昭和50年代には年間で1,000組合を超える新規設立があった。60年代及び平成元年度以降は年間800～900組合台で推移（平成4年度は1,003組合）している。10年度に792組合と800組合を割ったが、11年度からは再び800組合台で推移し、17年度は806組合となっている（図表3）。

新設組合を組合の種類別にみると（図表3）、平成13年度まで、事業協同組合が9割近くを占めていた。近年は、企業組合の設立が多くなり、12年度、13年度には新設組合の1割近くを占め、15年度からは2割台となり、17年度は20.6%を占めるに至っている。

17年度の新設事業協同組合（連合会を含む）を業種別にみると（図表4）、「異業種」が146組合で最も多く、「製造業」131組合、「建設業」130組合、「サービス業」86組合が続いている。

新設組合の業種別の構成を昭和55年度と比較すると、「卸売業」「小売業」の割合が低下し、「サービス業」と「異業種」の割合が増大している。サービス経済化など、産業構造の変化を反映したものとなっている（平成18年10月：全国中央会「中小企業組合設立動向調査」）。

(5) 解散組合の動向

組合の解散は、昭和59年度から63年度まで600組合を超えていたが、平成元年度から6年度にかけて500組合台に減少した。しかし、長期にわたる不況と構造変化の影響から、平成7年度以降再び増加に転じ、11年度以降は800組合台の解散が続き、14年度には、1,138組合が解散するに至った。15年度、16年度は1,000

図表4 業種別新設組合数の推移（事業協同組合（連合会を含む））

業種		年度						
		55	12	13	14	15	16	17
製	造	252	123	141	113	117	116	131
		20.5	16.0	18.7	16.3	18.5	17.4	21.0
非製造業	建設業	263	142	158	125	117	119	130
	卸売業	414	39	39	31	20	27	10
	小売業		83	70	61	51	69	45
	サービス業	115	173	173	165	102	94	86
	運輸・倉庫業	52	33	57	36	35	32	31
	その他業種	76	28	37	27	66	63	46
小	計	920	498	534	445	391	404	348
		74.9	64.8	70.8	64.0	61.9	60.6	55.7
異	業	57	148	79	137	124	147	146
	種	4.6	19.2	10.5	19.7	19.6	22.0	23.4
合	計	1,229	769	754	695	632	667	625
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料出所：全国中央会中小企業組合設立同行調査（平成18年10月） 平成15年度以降は、平成14年3月改訂の日本標準産業分類を採用。

組合を下回ったが、17年度は、1,060組合で、再び1,000組合を上回る解散数となった。

16年度の解散組合を、組合種類別にみると、事業協同組合が926組合と全体の87%を占めている。以下、企業組合57組合、協業組合22組合、商工組合30組合、協同組合連合会11組合、商店街振興組合11組合となっている。

業種別では製造業の281組合（衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、窯業・土石製品、食料品、繊維工業、製造業内異業種など）が最も多く、小売業238組合、建設業132組合、異業種111組合、サービス業110組合が続いている（平成18年10月：全国中央会「中小企業組合設立動向調査」）。

2. 組合から会社への組織変更

平成11年の「中小企業団体の組織に関する法律」の改正により、事業協同組合、企業組合、協業組合については、株式会社又は有限会社への組織変更が可能となった。

法施行から18年3月末までの間に、会社に組織変更したのは239組合である。内訳は、事業協同組合からの組織変更117、協業組合からの組織変更91、企業組合からの組織変更31である。業種でみると、製造業85、建設業17、卸売業15、小売業47、サービス業48、その他27となっている（平成18年10月：全国中央会「中小企業組合設立動向調査」）。

図表5 組合から会社への組織変更の状況

	株式会社	有限会社	合計
事業協同組合	81	36	117
協業組合	72	19	91
企業組合	20	11	31
合計	173	66	239

資料出所：全国中央中小企業組合設立動向調査（平成18年10月）

3. 組合青年部及び女性部の動向

(1) 組合青年部の動向

組合青年部は、中小企業組合を母体として、概ね45才以下の若手経営者や企業の後継者等により構成されている。その役割は、業界及び組合の次代を担う後継者の育成、若い世代の新鮮な感覚、発想、行動力による組合運営と共同事業の活性化、新しい課題への挑戦など、組合活動を活発に展開していく原動力となり、また実質的な担い手となることである。

組合青年部のほとんどは、組合内の若手経営者や後継者の同志的連帯を基盤に、独自の会則や事業予算を設けている。青年部の活動は、教育研修活動、ボランティア活動、親睦・交流活動が多いが、イベントの実施など組合の共同事業の一部を担当するものも多い。また、青年部から組合の役員を登用するケースも増えている。

平成16年12月現在の「組合青年部の組織及び活動状況」調査（全国中央会）によると、「青年部のある組合」が4,237組合で、全国の中小企業組合の1割近くが青年部を有している。また、その構成員は68,659人となっている。業種別にみると、製造業（1,211）、小売業（1,063）、建設業（628）、サービス業（430）などの組合で青年部が多い。

組合青年部を会員とする青年中央会ないし青年部協議会等の組織も各県において設立されており、その全国組織として「全国中小企業青年中央会」がある。加入団体数は2,125団体、構成員は57,505人となっている。青年中央会では、講習会や研修会などの人材育成事業、青年部交流事業、青年部大会、機関誌の発行などの多彩な事業が実施されている。

(2) 組合女性部及びレディース中央会の動向

様々な分野における女性の進出が著しい昨今、経済・社会を担う力としてその活躍への期待は一段と高まりを見せている。特に、中小企業の経営において女性は不可欠の存在である。パートナーとして経営面で夫と補佐するだけでなく、女性としての感性、柔軟性、創造性を生かし、事業の拡充に大きな役割を果たしている。また、自ら起業する女性が増加しているほか、地域の女性が集まって企業組合を設立し、介護福祉や子育て支援、高齢者への弁当宅配、地域特産品の販売などのコミュニティ・ビジネスと立ち上げる例も多い。21世紀の経営革新の多くは女性経営者に追うところが多いと言えるが、一方で組合の組織活動や業界等の活動において、女性経営者が活躍する舞台は必ずしも多くはなかった。

こうした中で、近年徐々にではあるが組合の女性部設立がようやく進みつつあり、組合活動の活性化大きな役割を果たすことが期待されている。

組合女性部の全国的な設立状況については、現時点では詳細調査を実施していないので把握されていないが（平成18年度組合実態調査において把握予定）、402の組合女性部を抽出して調査した結果（有効回答203組合）、女性部員数は1組合平均で63人（10人～30人の規模が50%で最も多かった。）。また、組合女性部員が親組合の役員に登用されているケースは50.2%であった。さらに、組合女性部が実施している主要な事業としては、「研修会・講習会」「交流会」「親睦活動」「視察」が高い割合を示した。

また、各都道府県中央会レベルで、設立されているレディース中央会（中央会女性部・女性中央会）は、現在19府県において設立されており、レディース中央会間の交流も行われつつある。

レディース中央会設立中央会

青森県、宮城県、山形県、茨城県、千葉県、新潟県、山梨県、静岡県、
愛知県、岐阜県、三重県、石川県、滋賀県、京都府、大阪府、鳥取県、
島根県、宮崎県、鹿児島県

全国中央会では、こうした組合女性部とレディース中央会のさらなる結成、活動の活性化を支援するため、組合女性部及びレディース中央会活動の方向と組織のあり方等を示すための「組合女性部等組織及び運営指針」の作成を進めている。(委員長 百瀬恵夫 明治大学名誉教授)。指針では、組織活動の方向性を示すほか、先進の組合女性部、レディース中央会活動を事例として掲載することとしている。指針は12月中に完成し、都道府県中央会と組合女性部関係者に配布することとしている。

また、レディース中央会を中心として「レディース中央会全国フォーラム」を開催しており、今年で10年目を迎える。今年度は、10月11日～12日の2日間、金沢市で「地域の活性化」をテーマとして360人の女性部関係者を集めて盛大に開催された。

レディース中央会は、先に述べたように19府県において結成されているが、全国的な連携が取れていないため、従来から全国組織を結成すべきとの意見があり、今年7月に開催したレディース中央会会長会議において検討の結果、現在の19組織を基盤として全国組織を結成していくことと決定した。

全国組織は、来年宮城県で開催を予定しているレディース中央会全国フォーラムに併せて創立総会を開催し、正式に発足することとしている。

4. 中小企業組合士の動向

中小企業組合においては、組合員である理事はそれぞれの事業を営んでおり、組合事業に専念できない場合が多く、組合の事業の円滑な遂行には事務局の充実・強化が必要である。共同事業の企画、実行に携わる組合事務局の組織体制及び事業遂行能力の如何が、組合事業の成果を左右するといっても過言ではない。

商工中金組織金融部・財団法人商工総合研究所の「組合実態調査報告書」(2002年版)によると、独立した組合事務所を保有している組合は70%であり、保有形態は「自己所有」55.6%、「賃貸」44.4%となっている。また、常勤役職員が「いる」組合は92.2%あり、1組合当たりの平均役職員数は7.24人である。内訳は、常勤役員1.17人、事務局職員2.88人、生産・販売職員2.16人、パート1.03人である。

経営環境が大きく変化し、組合員のニーズに沿った共同事業を行うためには、事

務局を核として組合員の英知を結集していくことが重要であり、今後の組合発展のためには組合事務局の一層の強化が重要である。

中小企業組合の事務局に従事する役職員は、少ない人数で組合事業、経理、各種届出、庶務事項等の多種多様な業務を処理していかなければならないが、組合特有な事項も多く、専門的知識を習得する必要がある。中小企業組合士制度は、こうした中小企業組合に従事する役職員の資質向上を図ることを目的としている。職務の遂行に必要な知識に関する試験として「中小企業組合検定試験」を行い、その合格者のうちから3年以上の実務経験を有するものに対し「中小企業組合士」の称号を与える制度である。

中小企業組合検定試験は、「組合制度」「組合運営」「組合会計」の3科目について実施されるが、昭和49年度から平成17年度までの延べ受験者数は15,148人、合格者は、6,004人に達している。また、中小組合士の認定を受けている者は、平成18年6月1日現在、3,379人となっている（組合士の認定を更新しなかったものを除く）。

現在中小企業組合士で構成される中小企業組合士協会が31の都道府県で設立されており、各協会では、講習会・研修会・見学会などを開催するとともに、各ブロック内での交流を図るなど、相互の研鑽に務めている。また「1組合1組合士」を目標として、後進の育成にも取り組んでいる。昭和57年には、全国組織として「全国中小企業組合士協会連合会」が設立され、協会未設置県の設立促進や中小企業組合士の経験交流・情報の交換、「組合士だより」の発行、さらには魅力ある組合士制度の確立に向け積極的な活動を展開している。

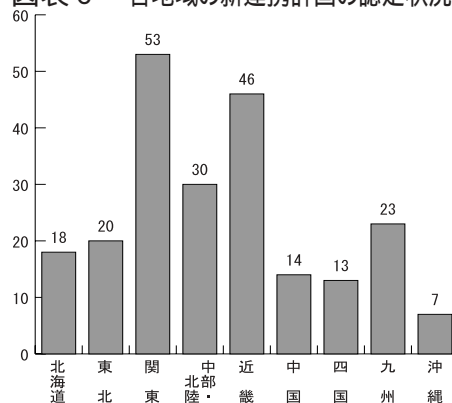
全国中央会においても、中小企業組合士の全国的な交流の機会を確保するため、平成10年度から連合会の協力の下、講演と分科会討議による「中小企業組合士全国交流研修会」を開催している。

5. 新連携の動向

平成17年4月13日に「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（中小企業新事業活動促進法）」が施行され、従来からの創造支援、経営革新支援に「異分野連携新事業分野開拓」いわゆる「新連携」を新たに加えた中小企業支援策がスタートした。新連携は、8月末までに全国で224件の事業計画が認定を受けている。

認定されたコア企業の6割強が組合に加入し

図表6 各地域の新連携計画の認定状況



資料出所：中小企業庁調べ（平成18年度8月現在）

ており、各中央会による取り組みは、組合組織を活用した、しっかりとした信頼関係のもとに、創意工夫溢れる連携を構築している。

主な取り組みは次のとおりである。

全国圧接業協同組合連合会が、全国中央会の活路開拓事業を利用して共同開発した工法の事業化を図るために新連携に取り組んでいる例

事業協同組合（協同組合インフォメーションテクノロジー関西）がコア企業となり、連携の総括管理と製品販売の窓口となっている例

コア企業（くじらハウス株式会社）が高知県で開発した鮮度保持シート等を首都圏に販売していくため、東京のOB人材の集まりである企業組合東京セールスレップと連携した例

福島県中央会や佐賀県中央会のように連携体のメンバーに自ら入り、連携体の運営管理を行っている例

岡山県中央会が岡山大学と「包括協定」を締結し、認定後の連携体の「運営管理」に迅速に支対応できる体制を整備した例

このように、「新連携」事業が着実な成果を掲げている要因としては、認定事業者の努力や様々な支援措置もさることながら、当該中央会が全国9ヶ所に設置している「新連携支援地域戦略会議事務局」との連携を密接にして、きめ細かなフォローアップを支援しているところにある。

全国中央会では、各都道府県中央会及び組合等の上記例のような活動を支援するために、「新連携指導マニュアル」「新連携等指導用DVD」「中小企業新事業活動促進法の活用の手引き（3訂版）」「新連携規約・契約ガイドブック」等を作成した。

さらに、認定を受けた160件を超える事業者（連携体）が参加した「新連携全国フォーラム」（中小企業基盤整備機構主催）に並行して「連携ビジネスパワーアップセミナー」を6月12日、東京国際フォーラムにおいて開催した。会場では情報交換や商談が活発になされ、盛況の内に幕を閉じた。

6. LLP、LLCの動向

(1) LLPの動向

LLPは、(Limited Liability Partnership) は、平成17年8月1日、「有限責任事業組合契約に関する法律」によって制度化された新たな事業体である。構成員全員が有限責任で、損益や権限の分配が自由に決められるなど内部自治が徹底し、構成員課税の適用を受けるという3つの特徴を兼ね備えている。

LLPは、大企業と中小企業、産学連携、専門人材同士などの様々な共同事業が促されると見込まれることから、大部分の中央会が次のLLCとともにその設立・運営を支援している。

(2) LLCの動向

LLC ((Limited Liability Company) 合同会社) は、平成18年5月1日から施行された会社法により新たに誕生した人的会社である。LLCは、法人格を持ち、有限責任、内部自治原則が特徴である。

京都府下の商店街振興組合、料理飲料組合連合会、織物小売協同組合、旅館生活衛生同業組合等異なった種類の組合等が大同団結し、LLC（「合同会社きょうと情報カードシステム」）を設立し、JR関西、阪急電鉄、京阪電車に乗車できる共通ICカードを発行している。乗車及び参加加盟店でカードを利用すると運賃相当額がキャッシュバックされるキャンペーンを実施した。

商店街が連携してクレジットサービスを展開

合同会社きょうと情報カードシステム

所在地：京都府京都市下京区

代表者：四条繁栄会商店街振興組合

職務執行者 高橋亮太郎

“KICS”という愛称で市民に親しまれている「きょうと情報カードシステム」は、四条繁栄会等の京都市内の商店街組合が連携して展開している広域型クレジットサービスで、1992年に発足した。発足当初は、380の加盟店から出発し、現在では1,320の加盟店を擁するまでに成長し、京都市民の支持を得ている。このKICSの運営母体が、新社会法の施行に合わせて5月1日合同会社として発足した。

商店街の情報システムというとポイントサービスを思い浮かべる人が多いが、KICSは地域型クレジットサービスで、ポイントサービスが個々の商店街の販

売戦略に利用されるのに対して、クレジットサービスは広域でないとその効果が出にくいところに特徴がある。個々の店舗ではクレジットカードは作業が面倒で手数料も高いためこの足を踏んでいるところが多かった。そこで複数の商店街がシステムを共有し、作業の合理化を図っていこうと考えスタートしたのが当システムである。

また、商店街の連携というと連合会ということになるが、商店街組織が全て振興組合であるとは限らず、協同組合や任意組織も存在し、法人格を有する連合体は設立できないため、会社法の施行に伴って合同会社（LLC）という形態を選択した。

現在、きょうと情報カードシステムでは、車を使わない買い物で環境対応を図ろうと、阪急電鉄、京阪電気鉄道、JR西日本等と連携し「レール&ショッピングin京都」という実験事業を展開している。これは、消費者が「PiTaPa」や「ICOCA」を使って京都に来て加盟店舗で買い物した場合、1店舗での買い物では運賃の半額を、2店舗では全額をキャッシュバックするというもの。これは、KICSが情報システムで運用されていることにより実現が可能となったもので、各方面から注目を浴びている。

KICSを構成している商店街等は以下のとおり。

西陣千本商店街振興組合	四条繁栄会商店街振興組合	河原町商店街振興組合
新京極商店街振興組合	寺町京極商店街振興組合	祇園商店街振興組合
伏見大手筋商店街振興組合	納屋町商店街振興組合	北山街協同組合
三条名店街商店街振興組合	京都錦市場商店街振興組合	ほいっと七条
パレット河原町商店街振興組合	京商連北カード会	京都三条会商店街振興組合
新大宮商店街振興組合	四条大宮商店街振興組合	京都織物小売協同組合
五條料理飲食業組合	京都府料理飲食業組合連合会	京都府綿寝具商工協同組合
京都府写真材料商業組合	京都府花商協同組合	京都府古書籍商業協同組合
京都府旅館生活衛生同業組合	長岡京市商工会	京都市

7. 日本のものづくり基盤を支える連携組織

「中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律」（以下「ものづくり高度化法」という。）は、平成18年4月19日成立、6月13日に公布された。

日本の競争力は「ものづくり」の強さにあると言っても過言ではなく、そのものづくりは多くの中小企業によって支えられている。特に日本のものづくりは、単なる加工精度や技術精度が高いだけというものでなく、当該技術を具体的な開発課題

に対してどのように適用していくのか等実践的な課題対応が行われ、技術を経営に戦略的に活用していく能力に優れていることに特徴がある。例えば、新製品開発においては高度な「すり合わせ」が行われ、開発者と部品供給業者等との間で品質や性能の作り込みが行われるほか、製造過程における作業効率性等が達成されている。実際、自動車産業や情報家電等においては、鋳造、鍛造、金型、めっき等の基盤となる技術が最終製品の性能を維持している。

こうしたしなやかな業界構造をさらに高度なものとし、より多くのものづくり企業の活躍の場を拡げるべくして制定されたのが、ものづくり高度化法である。

法律に基づく支援策では、まず「特定ものづくり基盤技術」として26のものづくり技術の中から17技術分野が指定され、それぞれの技術分野において「特定ものづくり基盤技術指針」が策定されている。中小企業者等はこの指針等を踏まえて「基盤技術研究開発計画」を作成し、経済産業大臣の認定を受けると「戦略的基盤技術高度化支援事業」等の支援が受けられるほか、環境整備として発注企業との出会いの場を創出する「川上・川下ネットワーク構築支援事業」、高専等を活用した人材育成等が行われている。戦略的基盤技術高度化支援事業では、中小機構及び経済産業局から研究開発費の支援が行われている。

17の基盤技術分野

組み込みソフトウェア	金型	電子部品・デバイス実装	プラスチック成形			
加工	鍛造	動力伝達	部材の結合	鋳造	金属プレス	位置決め
切削加工	織染加工	高機能化学合成	熱処理	めっき	発酵	真空

の維持

現在、ものづくり高度化法の活用に取り組んでいる中央会はまだ多くはないが、熊本県や広島県では着実に進展しており、以下に熊本県中央会が研究開発グループの管理法人として参画している例を紹介する。

熊本県中央会による西日本エレクトロニクス工業グループの支援

所在地：熊本県熊本市

参加企業：西日本エレクトロニクス工業株式会社

パナソニックコミュニケーションズ株式会社

研究等の内容

熊本空港の西に位置する「栄工業団地協同組合」の理事長会社である西日本エレクトロニクス工業(株)と、連携先であるパナソニックコミュニケーションズ(株)は、熊本県工業試験所の支援を得ながら、成立したばかりの「ものづくり基盤技術高度化法」の認定を受け、このほど研究開発をスタートさせた。

研究開発のテーマは「高速・高精細ニッケル厚付け積層めっき技術の開発」で、インクジェットプリンターのヘッド部分の微細な穴の加工を、従来の切削から積層めっきによる穴の形成をねらったもの。この技術により、コスト面で大幅な改善が見込まれるほか、微細加工につきものの精度の問題を改善することが可能となる。用途としては業務用のプリンターが中心で、将来はフレキソ（ゴム判の応用によるもの）で印刷している新聞の印刷機に進出したい考えを持っている。

中央会の取り組み

西日本エレクトロニクス工業株が団地組合の理事長会社ということもあり、指導上深いつながりがあり、これまでも同社が取り組む研究開発に様々な助言を行っていた。今回のテーマは、新連携でもと考えたが、メンバーの問題等で断念。ものづくり高度化法が成立したことからこれの活用を勧め、中央会自身も管理法人として参画した。

事業計画の策定等については、中央会の指導員がほぼ付ききりに近い状態で対応。短期間に計画書を取りまとめるとともに、県や経済産業局との折衝に当たった。

この結果、研究開発について18年度は県の予算を活用して研究開発を実施することとなり、ものづくり高度化法に基づく戦略的基盤技術高度化支援事業の助成を受けての開発は来年度から実施する（初年度の研究開発期間が短いため）こととなった。中央会では、今後も担当指導員が直接的に係わりながら支援を行っていく予定。

グループからの要請

中央会の支援がなければ今回の事業は日の目を見なかったこともあって、中央会の支援についてグループ企業は高く評価している。グループからは、今後一緒に活動し、グループの業績を伸ばすことを支援してもらいたいとしている。

また、支援内容として、技術面での支援（どのような人や機関がその技術について知っているか等の情報提供や専門家の紹介）を望んでいる。

中小企業団体中央会は、中小企業組合等連携組織を支援します！

中小企業は、自ら掲げている事業のほかに、時代の要請や取り巻く環境の変化によって、様々な課題に対応していかなければなりません。

そこで、最大の力を発揮することができるのは、個々の企業のみではなく、中小企業組合がもつ結集力です。

中小企業組合は、中小企業が今後とも活力を維持し、その発展基盤を強固なものとしていくために、組合をはじめとする多様な連携組織を活用し、団結・創造・開発・開拓し、地域ぐるみや業界ぐるみで効果的な課題解決に取り組み、成長発展を実現しています。

中小企業組合等連携組織における最近の活動は、リサイクル等の環境対応型事業への取り組みを行うなど、産業分野の環境負荷低減活動に積極的な参加を実施したり、商業・サービス業組合においては、商店街の復興、IT関連、生活関連等新たなサービス業も誕生しています。

また、新規創業・起業の手段として、特色ある事業展開がしやすい企業組合制度を活用したきめ細かなコミュニティビジネスへの取り組みを行うなど、斬新なビジネスに挑戦している組織もあります。

伝統産業を守る地場産業組合は、高品質、高付加価値を守るため産地ブランドを通して地域活性化の役割を果たし、新製品、新技術の開発や販路開拓に向けて伝統工芸品の用途開発に挑戦するなど積極的な取り組みを行っています。本年4月の改正商標法には、組合が長年培ってきた産地ブランド活動を応援するために地域団体商標制度が制定されました。

逆に、業の垣根を越えて、新しいものを創造・開発するために、自社のもつ強みを活かして、他の企業や大学、行政や関係機関等との連携により新たな市場開拓を実施している事例もあります。

このようなさまざまな取り組みには、中小企業組合等が経済環境の変化に敏感に反応し、企業間の積極的な情報交換を実施しながら課題として取り組む体制があります。

中小企業組合等の多種多彩な共同事業の実施については、全国中小企業団体中央会のホームページで先進組合事例を検索、閲覧することができます。

<http://www.chuokai.or.jp/ac/>

高度化融資制度が使いやすくなりました！

高度化融資制度とは、中小企業者が組合や共同出資会社を設立し、共同で取り組む事業を対象として、設備投資資金の融資を行う制度です。

こんなとき高度化融資をご活用下さい。

(リニューアルもOK！)

ボランティアチェーン事業の本部の設置、改装、設備機器の導入など。

チェーン店の店舗に一括してPOSレジや冷蔵庫その他設備を導入したいとき。

共同物流センターや共同倉庫などを整備したいとき。

商店街の集客力向上のための共同駐車場や他目的スペース、アーケード・カラー舗装などを設備したいとき。

商店街の個別店舗を一齐に改装等したいとき。

4店舗以上が集まって、共同店舗(ショッピングセンター)を整備したいとき。

5店舗以上が集まって、商店街パティオ事業を行いたいとき。

他者と合併したり共同出資会社を設立して、事業の集約化、新たな事業展開を行うとき。



(協) 都城オーバルパティオ
(宮崎県都城)

高度化事業の特色

貸付けは長期・低利

- ・貸付利率：年1.05%の固定金利または無利子
1.05%は平成16年度貸付に適用。平成17年度適用利率は算定中
中小小売商業振興法、経営革新支援法などの計画認定を受けて行う事業は無利子
- ・償還期限：20年以内(据置期間3年以内を含む)
- ・貸付限度：原則、貸付対象施設に係る整備費の80%以内

専門科のコンサルティング・アドバイス

計画段階はもちろん、貸付後も専門家を無料で派遣し、事業運営のコンサルティングやアドバイスを行います。都道府県と一体になって支援
資金融資、アドバイスに当たっては、都道府県と一体となって実施します。

使いやすくなった高度化融資

この度、中小企業基盤整備機構では、高度化融資制度が一層使いやすいものとなるよう事業の見直しを行いました。

ポイントは、次の4点です。

(1) リニューアル事業への積極的支援

これまで限定的に扱ってきた既往貸付先の施設の再整備(リニューアル)について、今後は「施設再整備貸付」として積極的に貸付対象とすることといたしました。

(2) 貸付要件の緩和

施設の 신설、増設はもとより改築、改装についても資金的支出と認められ資産計上されるものであれば貸付対象とします。設備に関しては、一台当たりの取得価格、耐用年数の制限は廃止しました。

商店街パティオ事業を実施する際の敷地面積及び広場の面積に係る要件(敷地面積500㎡以上、広場面積150㎡以上)等を廃止しました。地域の実情に合わせた小規模な商店街パティオ事業の実施も可能となりました。

上記は一例であり、この他にも利用者の利便性を配慮した「使いやすい高度化融資制度」に向けて、様々な改善を実施しております。

(3) 償還猶予の弾力的対応

複数年の償還猶予

経営再建を実現させるため、複数年に渡る(3年以内)元金の一括償還猶予を認めます。

倒産組員等の施設に係る償還猶予

連鎖倒産防止のため、倒産組員等の占有施設に係る元金及び利息について、最終償還期限までの一括猶予を認めます。

償還猶予の可否は、都道府県の判断によります。

(4) 限度額連帯保証制度の導入

組合等の借入総額全体に対して保証債務を負う通常の連帯保証制度に加えて、組合等の中の自己負担分を基として連帯保証人それぞれに保証限度額を設定する限度額連帯保証制度を新設いたしました。

限度額連帯保証制度の適用の可否は、都道府県の判断によります。

高度化融資制度の活用を検討したい、制度内容を詳しく知りたいといったときは、お気軽にお問い合わせ下さい。

社団法人日本ボランティア・チェーン協会事務局

TEL (03) 3435-7311 FAX (03) 3435-8500

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

地域・連携推進グループ 連携集積企画課

TEL (03) 5470-1528 FAX (03) 5470-1532

<http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/index.html>

モノ作り基盤技術の高度化支援

燃料電池・情報家電・自動車など我が国製造業にとって重要な川下製品を製造するには、めっき・鍛造・鍛造・金型など容易に習得の出来ないものづくりの基盤となる技術が必要不可欠です。

そこで、製造業の国際競争力強化や新たな事業の創出を促進するため、これら基盤となる技術（「特定ものづくり基盤技術」（ ））の高度化に向けた研究開発に取り組む中小企業を支援します。

支援制度について

平成18年6月13日に施行された「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づき、研究開発の支援をはじめモノ作り基盤技術高度化のための環境整備等様々な支援を行います。ここでは、認定中小企業への支援措置についてご紹介します。

特定ものづくり基盤技術高度化指針の策定

指定する「特定ものづくり基盤技術」（ ）毎に、当該技術を活用して最終製品を製造する大企業・発注企業の課題・ニーズを整理し、行われるべき技術開発の方向性を取りまとめた指針を経済産業大臣が策定します。

特定研究開発等計画の申請・認定

中小企業は指針に基づいて（他の事業者と協力して）自らが行う研究開発計画を作成・申請し、その計画が指針に照らして適切であるなど基準に適合する場合、経済産業局長が認定します。

認定中小企業への支援

認定を受けた中小企業が行う研究開発に対し、研究開発委託費・資金調達・特許料減免等の支援を行います。

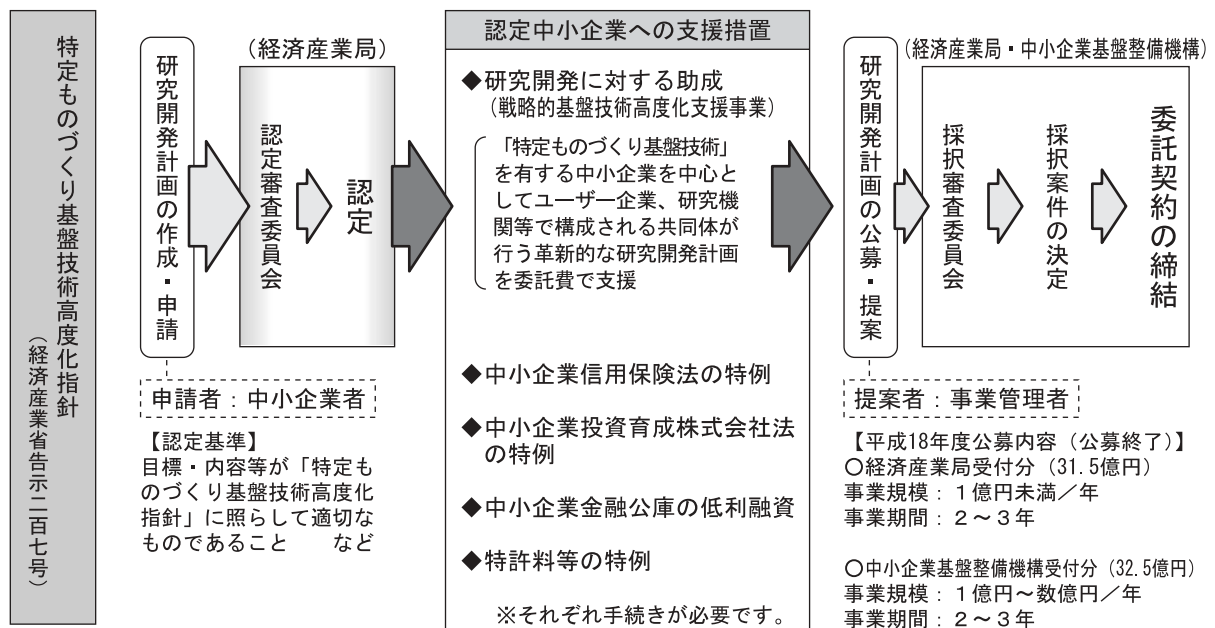
（ ）「特定ものづくり基盤技術」...

- | | | |
|-----------------------|------------------|-------------------|
| (1) 組込ソフトウェアに係る技術 | (7) 部材の結合に係る技術 | (13) 高機能化学合成に係る技術 |
| (2) 金型に係る技術 | (8) 鍛造に係る技術 | (14) 熱処理に係る技術 |
| (3) 電子部品・デバイスの実装に係る技術 | (9) 金属プレス加工に係る技術 | (15) めっきに係る技術 |
| (4) プラスチック成形加工に係る技術 | (10) 位置決めに係る技術 | (16) 発酵に係る技術 |
| (5) 鍛造に係る技術 | (11) 切削加工に係る技術 | (17) 真空の維持に係る技術 |
| (6) 動力伝達に係る技術 | (12) 織染加工に係る技術 | |

支援の流れ

《認定》

《戦略的基盤技術高度化支援事業》



本施策に関するお問い合わせは右記までご連絡をいただくか、ホームページをご覧ください。

【「モノ作り基盤技術」高度化支援 北陸ガイド】
<http://www.chubu.meti.go.jp/h-sangyo/sapoin.htm>

【お問い合わせ先】

中部経済産業局 北陸支局 産業課	中部経済産業局 製造産業課
TEL：076-432-5401	TEL：052-951-2724
E-mail：hokuriku-sangyo@meti.go.jp	E-mail：qchbim@meti.go.jp

中小企業の未来を築く新連携事業に挑戦しましょう！

個々の中小企業が自らの力で経営資源の不足を克服し、高度化した市場ニーズに対応することは、当該中小企業にとって膨大なコストとリスクを負うこととなり、時間的にも対応困難です。

そこで、他者との連携により相互に経営資源を補完し、高い付加価値を実現する取り組み（新連携事業）を国では積極的に支援しています。

特にモデルとなるような事業は国が認定を行い、認定を受けた事業は融資・信用保証・補助金・投資・税制・その他いろいろな支援措置が受けられます。

《新連携事業認定のメリット》

- ◎ いろいろな支援措置が受けられる
- ◎ 専門家によるフォローアップで着実な計画推進が可能に
- ◎ 国による認定のため連携事業の信用力・知名度が大幅UP！

「連携体」が行う事業が対象	認定を受けるためのポイント
<p>「連携体」の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 異分野の事業者が連携していること ✓ 核となる中小企業（コア企業）が存在すること ✓ 2以上の中小企業が参加すること ✓ 参加事業者は規約等により役割分担、責任体制等が明確になっていること 	<p>連携体の革新性 下請け関係や通常取引ではなく、異業種が互いの経営資源を持ち寄り連携することにより新事業をおこなうことが必要です</p> <p>事業の革新性 地域や業種を助産した新事業（他にない新しい取り組み）であることが必要です</p> <p>事業化の実現性 具体的な市場開拓の計画が立てられていることが必要です</p>

組合での勉強会等へ「新連携」の説明・相談に伺います

制度の詳細説明、具体的な事業のご相談等、何なりとご連絡ください。

まずは中部経済産業局北陸支局（TEL 076-432-5401）までご連絡を

北陸地域（富山・石川）の認定事業（平成18年8月末現在）

コア企業	事業名
(株)小松プロセス	高い夜間視認性を有するフルカラーの再帰反射性インク・塗料の販路開拓
(株)トラストライフ	低価格で使い勝手の良い、環境にやさしい木粉を使った不燃リサイクルボードの製造販売
(株)ティードティー・タカマツタテグ	すべての人にやさしいドアの製造・販売
(株)奥野自動車商会	電子制御ディーゼルエンジン再利用促進事業
(株)日本パーツセンター	短納期で優れた防錆機能を持つ鉄鋼製品の販売事業
(株)アイヴィネットワークス	性能保証された年式の古い車両による廉価カーリース事業
ライフケア技研(株)	皮膚水分蒸発量測定による機能性パッチの開発・販売

新連携事業北陸ガイド
ステージ別マニュアル

新連携事業の詳細内容は以下のホームページをご覧ください。
<http://www.chubu.meti.go.jp/h-sangyo/shinrenkei1.htm>

ご相談は中部経済産業局、中小機構でも直接随時受け付けております。お気軽にお尋ねください。

中部経済産業局 北陸支局 産業課
富山市愛宕町1-2-26
TEL : 076-432-5401
E-mail : hokuriku-sangyo@meti.go.jp

中小企業基盤整備機構 北陸支部
金沢市広岡3-1-1金沢パークビル10階
TEL : 076-223-6100
E-mail : renkei-hokuriku02@smrj.go.jp